令和７年度法教育セミナー

実施報告書

日時：令和７年８月20日（水）13:00～17:00

主催：法務省

【目次】

１．法教育セミナー概要
　１）開催概要……3
　２）プログラム……3

２．開会挨拶……4
　法務省司法法制部 部長　内野 宗揮

３．基調講演……5
「学校現場における法教育の意義　～小学校での取組を中心に～」
　東村山市教育委員会 統括指導主事 窪 直樹

４．法教育授業実践ワーク……14
　埼玉弁護士会所属　弁護士　佐藤　有紗
　法務省大臣官房司法法制部 部付　江原　佑美
　法務省大臣官房司法法制部 部付　加藤　邦太

５．教員と法曹とのクロストーク・意見交換会……23
　東村山市教育委員会 統括指導主事 窪 直樹
　目黒区立目黒南中学校 主任教諭　藤田　琢治
　東京都立向丘高等学校 主任教諭　久世　哲也
　埼玉弁護士会所属　弁護士　佐藤　有紗
　法務省大臣官房司法法制部 部付　江原　佑美
　法務省大臣官房司法法制部 部付　加藤　邦太

６．アンケート集計
　１）現地開催……43
　２）オンデマンド配信……53

【１．法教育セミナー概要】

１）開催概要

日　時：令和７年８月２０日（水）１３：００～１７：００

会　場：ビジョンセンターグランデ東京浜松町９Ｆ９０２
（東京都港区芝大門１丁目１３－９ UD 芝大門ビル）

主　催：法務省

後　援：文部科学省、最高裁判所、最高検察庁、東京都教育委員会、日本弁護士連合会、
日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）

会場参加者：５２名（欠席者１８名）

オンデマンド配信申込者：２８６名（9月 17 日（水）正午から１0月 17 日（金）正午まで）

２）プログラム

時　間	分	プログラム	氏　名
13:00-13:10	10	開会挨拶	内野宗揮
13:10-13:50	40	基調講演	窪 直樹
13:50-14:00	10	休憩	
14:00-15:10	70	法教育授業実践ワーク	佐藤 有紗
			江原 佑美
			加藤 邦太
15:10-15:20	10	休憩	
15:20-16:50	90	教員と法曹とのクロストーク・意見交換会	窪 直樹
			藤田 琢治
			久世 哲也
			佐藤 有紗
			江原 佑美
			加藤 邦太
16:50-17:00	10	閉会挨拶 ※影アナ	

【2．開会挨拶】

法務省司法法制部 部長　内野 宗揮

こんにちは。法務省大臣官房司法法制部長の内野でございます。

法教育セミナーの開催に当たりまして、一番高いところから大変僭越でございますが、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ご来場の皆様方におかれましては、ご多用中の中、また非常に暑い中、ご参集いただきまして、まずは心より厚く御礼申し上げます。またこのセミナーはオンデマンド配信ということで、ハイブリッド形式で実施させていただいております。本セミナーの状況をより多くの方にご覧、ご視聴いただけますということ、主催者側を代表いたしまして、誠に嬉しく思っておるところでございます。

法務省では法的なものの考え方を身につける法教育を通じまして、自由で公正な社会を支える人材を育成することを目指しまして、平成 15 年から法教育の普及と推進に向けた様々な取組を行っているところでございます。その間、平成 28 年には選挙権年齢、令和 4 年には成年年齢・裁判員対象年齢がそれぞれ 18 歳に引き下げられたところでございます。

また、我が国の社会や経済の状況、DX 化や国際化といった進展などによりまして、これまで以上に複雑多様化していると。そして、それに伴って国民のライフスタイルや意識も多様に変化をしてきているところであります。特に、若年者に対する法教育の重要性、こういった背景を考えますとますますその重要性は高まっているのではないかなというふうに思われるところでございます。

こうした状況におきまして、より一層充実した法教育の企画・実践のために学校現場と法律実務家が適切かつ効果的連携をして、小学校・中学校・高等学校それぞれの発達段階に応じましたきめ細やかな対応を図ることが極めて重要であるというふうに考えておるところでございます。

そこで、本日は「学校現場と法律実務家との連携」をテーマといたしまして、セミナーを開催させていただくところでございます。本日のセミナーは 3 部構成としております。

まず第 1 部といたしまして、東村山市教育委員会統括指導主事の窪直樹先生をお招きいたしまして、基調講演をいただきます。講演では小学校で教員をされていたご経験から、学校現場におきます法教育の意義についてお話いただくというものと承知しております。

第 2 部といたしまして、法務省において作成をいたしました高校生向け法教育教材を使用いたしましてルール作りにつきましてグループワークを行っていただき、法教育授業の実践例をご紹介させていただきたいと考えております。

続いて、第 3 部といたしまして、「学校現場における法教育の実践とその課題、外部人材との連携した法教育の実践とその課題」をテーマに教員と法律実務家におけますクロストークを行いまして、その後参加者の皆様との意見交換会を予定しておるところでございます。こういった形を通じまして法教育についてのご理解がより進めばいいなと考えているところでございます。

最後になりましたが、本日のセミナーの開催に当たりまして、ご後援いただきました関係機関・団体の皆様に深く感謝の意を表しますとともに本セミナーを機に、学校現場と法律実務家との連携がますます深まり、皆様のご尽力によりまして我が国の法教育がより一層推進・普及していくことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【3．基調講演】

東村山市教育委員会 統括指導主事　窪 直樹

皆様こんにちは。ご紹介いただきました東村山市教育委員会で統括指導主事をしております、窪直樹と申します。

本日お時間頂戴いたしました「学校現場における法教育の意義～小学校での取組を中心に～」ということでお話をさせていただきたいと思います。本日はA4 1枚のレジュメをお配りしており、そちらに書いてある内容をお話していこうと思っています。

画面の方には、プレゼンのデータが写っていますが、もしデータの方もご入用でしたら、QRコードを示しておりますのでスマートフォンなどで読み取っていただくとPDFデータが落とせるようになっています。もしよろしければ読み取っていただいて、お手元でも見ていただければと思います。このお話の最後にもQRコードを提示しようと思います。それから今日スマートフォンなどがなく、QRコードで落とせないけれども、話が終わった後で、PDFが欲しいということであればお声掛けいただければご提供させていただきます。基本的にはレジュメの内容をお話していきますので、よろしくお願いいたします。

では、簡単に自己紹介だけさせていただこうと思います。私は、今は東村山市の教育委員会で統括指導主事という仕事をしていますが、昨年度までは小学校の副校長をしておりました。その前はまた教育委員会で指導主事という仕事をしていまして、その前はまた小学校の学校の方で担任の先生をしているというような、小学校教員の籍で、教育委員会と学校と両方でお仕事をしているというようなものでございます。

この法教育に興味を持ったのは大学生の頃からであって、それから教員という仕事に就いてからも、法教育というのをやってみたいなと思いながらも20数年やってきた形であります。この法教育セミナーにも教員の身分のときからずっと参加していて、何回か参加させていただいたので、このホウリスくんのストラップが何種類か家にあり、毎年楽しみにして参加していた参加者の一員でもございます。今日こういった貴重なお時間いただいて本当にありがたいなと思います。

お話の内容としては、「はじめに」ということと、「小学校での法教育の取組」、それから「法教育の充実に向けて学校現場と法律実務家との連携」について考えたことを述べさせていただく予定でございます。それではお話を進めさせていただきます。

初めに、自分の力ではどうにもならない悔しかった経験ってございますでしょうか？例えば私の例なのですけど、いじめられる、どうしても仲良くしてもらえなく、仲間に入れてもらえなかった子どものときの経験。それから、大好きだったアーティストの大切な大切なCDが盗まれる。そしてそれはもう返ってこないとか。車を運転していて当て逃げされる。明らかに相手からぶつかってきたのに、そのまま逃げられてしまって修理も自分の保険でやらなければいけなかったなんていう経験がありました。

どれもとても悔しい思いをしましたし、つらかったのですが、結局のところ泣き寝入り、どうにもならなかった。そんな経験の例です。50年近く生きてきたのでいろいろな経験がありました。皆さんもいかがでしょうか。一つや二つおありになるのじゃないでしょうか？自分の力ではどうにもならない悔しかったことってあるのですけども、黙っていられないぞと、自分の力ではどうにもならないけれど、何とか救済してもらえないか、相手に責任を取ってもらいたい。そういうことってあると思いま

す。

例えば、いじめについて。「いじめ防止対策推進法第 4 条」では「児童等はいじめを行ってはならない」と明言されています。CD を盗まれた。「刑法第 235 条他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する」

自動車の事故で当て逃げ「民法第 709 条故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」私の車を壊されてしまったわけなのですけど、壊された車についての賠償は相手方がきちんと負う。ちゃんと民法に書いてあります。

事故を起こしたら、道路交通法上で刑事責任を負わなければいけません。自分の力ではどうにもならないけど、法律の力を借りると、助けてもらえたり、救済してもらえたり、相手に責任をとらせたりっていうことができそうだ。そんなふうに考えています。こう思ったのが法律について学ぶのが法学部の学生だけで良いのって思った経験からなのです。私は大学では法律の勉強がしたかったので、法学部の法律学科に進んで法律の勉強を始めました。勉強していると、身近なことで法律に関わることはいっぱいあるのです。これを法学部の学生だけが学ぶのでいいのかなって思っていたのがちょうど大学生の頃でした。

教員になって、同僚の先生からこんなふうに言葉をかけられました。「なぜ法教育に取り組むのですか。法教育をやると何がいいことがあるのですか。」そんな趣旨で、「なぜ法教育に取り組むのですか」って言われたと思います。まずこのお話からしていきたいと思います。

法学部の学生だった頃に出会った 1 冊の本の中に、こんな文章がありました。『皆さんは「法律」なんて言葉を聞いただけで、何かメンドクサソウだとか、かたくるしいというイメージをもっていませんか。世間では、どうも「法律」についてのマイナス・イメージのほうが先行してしまっているようです。日本では、残念ながら、多くの人が「法」に親しみを感じたり、「いざというときに頼りになるもの」と感じていないのが実情です。』そうかもしれないなと思ってこの 1 文を読んだ覚えがあります。

同じ本の違うページです。『私たちの暮らしが平穏無事であるかぎり、「法」や「法律」などと関わりをもっているなどと感じる人は多くありません。しかし、身の回りに何かトラブルが起こると、人は「法」の知識でトラブルの悪化を防いだり、「法」に頼ってトラブルを処理する必要があることを痛感することになります。それまで遠い存在だった「法」は、じつは社会生活の中でとても重要な働きをしていることに気づくのです。』

私の盗まれてしまった CD のこともそうだなとか、壊されてしまった車のこともそうだな、なんて感じる 1 文でもあります。こちらは法教育について、法教育研究会から出た報告書の中の一文です。『国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。』こういう状況だから法教育やりましょうっていうお話だと思います。

さて、やはり法について知っておくことって必要だなと思っていたのですが、自分自身の学校での学びを振り返ってみると、日本国憲法については勉強した。三つの原則がありますって勉強したな、とか。小学校・中学校・高校で憲法のことは学んだな。でも身近な法律について勉強したことあったかなと振り返ってみると、そうなかったのじゃないかなっていうのが実感でした。ですので、憲法についてだけでなく、身近な法律について教えることが大切なんじゃないか。これが教員を目指していた学生の頃とか、教員になってすぐの頃の考え方でした。「なぜ、法教育に取り組むのですか。」私の答え

はここでした。

では続きまして、「そもそも法教育って何ですか。」これも同僚教員の言葉です。よく法教育・法教育ってあなたは言ってるいるけど、どういうものなのって。これについてもなかなか一言で語ることができません。今日もこの法教育セミナーなのですけども、そもそもの「法教育」っていうのはどういうものを指しているのかっていうことです。これについても少しお話していきたいと思います。

1960 年代の後半ごろからアメリカで実践されている『law related education』「法に関連する教育」この訳語が法教育として日本にも研究者を中心に入ってきました。ここで言われている法教育の定義というのは、社会科教育事典という中のものを引用させていただくと、『法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもとづいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育』であると日本では紹介されます。この法教育カリキュラムの例として、『身近な地域で作動する法や法的事象を学習するタイプ。権威、プライバシー、責任、正義などの法的な概念を学習するタイプ、模擬裁判などコミュニティ活動に参加するタイプ』こういったものの学習が法教育ですと紹介されます。

アメリカでは少年の非行とかが激しくなってしまったり、また市民性を育成するという大きな柱の中で法について教えるということが、1960 年代頃から実践されてきたということなのです。1990 年代以降、アメリカの法教育の影響を受けて日本でも法教育への関心が高まってきた。ちょうど私が学生だった頃もこの時代に重なってきます。このとき法教育研究会の報告書の中で、法教育について、『法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育』というふうに定義されまして、この定義が様々なリーフレットですとか、法教育のものに今使われている元になっていると思います。

その内容としては、『法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているかを自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けておかなければならない。』という風に紹介されています。法学部の法律学科の学生だけではなく、一般の人たちに法や司法制度について、法の考え方を身に付けるっていう形で法教育を展開していきましょうってなっていきます。それが「法教育って何ですか」っていうことの定義的なところなのですが、まだ漠然としていると思います。

実際、法教育で行っている、令和元年度の小学校における法教育の実践状況に関する調査の回答を見ますと法教育を実施するに当たり、課題と感じることで大きく三つ、割合が高いものがあるのですけど、一つ目は法教育に十分な時間をとる余裕がない。今日も実際に学校の先生、たくさん参加されていると思いますが、何でもかんでも自由に授業ができるわけではないので、必要だと思っても、それに割く時間がなかなかないのだっていう現状だと思います。

それから、法教育の内容や授業の進め方がわからない。今、法教育の定義はお話しましたけど、実際の授業のイメージが湧かないとか、実際自分がどんなことをしていればいいのかよくわからない。そんな感じな方もいらっしゃると思います。法教育に関する良い教材、副教材等がない。だから授業ができないのだと、何を教えるかというところも漠然とするし、その教材もないと、なかなか法教育を実施するって言っても難しいのですということが、元年度時点の調査の中で教員の意識として上がってきていることです。

そうすると、逆を言えば、時間を何とか工面すればいいのか、それから授業の進め方とか内容がはっきりわかればいいのか、副教材があればいいのか、そんなヒントも見えてくる調査でもございます。では、どの教科単元で法律を扱えばいいのとか、そもそも学習指導要領にはどういうふうに位置づけ

られているの。このあたりの課題がクリアできると、学校でも実践できるのではないかと思います。

これについてはこれまでもいろいろな法教育を研究する先生方が学習指導要領上で、どこで法や司法制度のこととか、法的なものの考え方を教えるかっていうのは工夫されてきて、指導要領の解説の細かいところから、ここが該当するのじゃないかというようなことも研究されてきています。今お示ししているのは小学校学習指導要領の平成 29 年告示、実際に現場で使われているものの総則編というところ、「付録 6」という後ろの方にあるものなのですが、法に関する教育、現代的な諸課題に関する教育と横断的な教育内容と示されたもので、これは法に関する教育だけではなくて伝統文化に関する教育とか、森林に関する教育とか様々な教育課題を、教科等横断的に見たときに、何年生の何の教科でできるのじゃないですかと示された資料のうちの一つです。

ここに法に関する教育が位置づけられたので、これが学習指導要領上で法に関する教育はどこでやるのかというときに見るための一つの資料になります。これ字が小さすぎてどこに何が書いてあるかわからないと思うので、少し簡略化したものをお示ししていきます。

まず社会科。第 3 学年で「地域の安全を守る働き」という学習があります。警察や消防について授業するところです。それから 4 年生で「人々の健康や生活環境を支える」という学習があります。水はどこから来るのかとか、ごみの処理。ごみはどのように処理されていくのかと。この二つのところで、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うというふうに示されています。それから 6 年生。「我が国の政治の働きの学習」における、日本国憲法、立法・行政・司法の三権。国会・内閣・裁判所と国民との関わり。政策の内容や計画から実施までの過程や、法令や予算との関わりということで、6 年生の勉強で憲法のことや裁判所のことを勉強していきます。社会科でいうと大きくここの三つが示されているところです。この点については後で具体例をお話したいと思います。

次は家庭科です。5 年生・6 年生で家庭科を学びますが、売買契約の基礎について扱うというようなことが書いてあります。その買い物について学習していく単元があるのですが、契約っていうのはどうなっているかということを扱うというふうになっています。

続いて特別の教科　道徳です。この学習の中では規則の尊重という部分がありまして、それぞれ 1 年・2 年・3 年・4 年・5 年・6 年でこのように扱うことが規定されています。1 年生・2 年生では「約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること」こういうテーマのもとで教材の文がありまして、その文を読みながら子どもたちが考えたり議論したりしていくっていう展開です。

3 年生・4 年生になりますと、「約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること」、5 年生・6 年生になると「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと」となっていきます。道徳の学習というのは、年間小学校 1 年生は３４時間、他の学年は３５時間扱うことになっていますけども、その中の何時間かのテーマがこの規則の尊重ということになっていきます。

それから特別活動。学級活動という分野で、これは＜学級や学校における生活上の諸問題の解決＞という部分があって、「学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること」と。こういったことをやっていきます。学級会といってクラスの中で、みんなで決めていくことがあったり、問題になったときにそれを解決していくことを話し合ったりっていう経験を皆さんもされたと思いますが、そういった学習というのはここに基づいて行われています。

この指導に当たっての配慮について、1 年生・2 年生のところで、「基本的な生活習慣や、約束やきまりを守ることの大切さを理解して行動し、生活をよくするための目標を決めて実行すること。」とこ

ういったことが示されています。これが先ほどお示しした総則の中の付録にまとめられている法教育に関する部分の具体となっていきます。もちろん今、ご紹介した内容以外にも様々な繋がりで法教育ってできると思うのですが、指導要領上の位置づけをはっきり示すとしたら今の資料が一番端的にまとまっていると思います。

では、実際の授業ってどういうふうにやったのか、いくつかの実践例を紹介していきます。法教育について、どんなことを扱って何をするのか、イメージを少しずつ持っていただければと思いますが、一番わかりやすいのは6年生の社会科で、「憲法とわたしたちの暮らし」という学習だと思います。ここにいくつか丸ポチで内容を書いてありますが、これはある会社から出ている教科書、各時間のページ見出しです。「だれもが使いやすいまちに」ということから始まって、国のあり方を示す日本国憲法や、学習問題を作り、調べる計画を立てようなど。大体どの時間にどんな内容を扱うかわかるような見出しを並べています。今ご紹介したいのは、「すべての人が幸せに生きるために（基本的人権の尊重)」について学ぶ部分です。

教科書の中ではイラストでわかりやすく説明されているのですけど、内容としては、「日本国憲法に定められている国民の権利と義務」について学んでいく時間です。ここに書いてあるような様々な自由や、義務などを学んでいきます。これを限られた教科書の見開きの2ページの中で学んでいくので、なかなか教科書だけで勉強していくっていうのは、難しいです。例えば、「居住・移転、職業を選ぶ自由」って具体的にどういうことなのだろう。先生も教科書だけで説明するのはなかなか難しいのですけれども、弁護士さんにゲストティーチャーに来ていただいて、実践したことがあります。弁護士さんに来ていただくと、それぞれの自由や平等など、これはどういうことなのですかっていうことを具体例など交えながら話していただく役割を担っていただきました。

弁護士さんはそれぞれ様々な事件を扱っていたり、ご経験がありますし、法的な知識も深い方でありますから、この具体がお話できます。例えば、「法の下の平等」でいうと、「こういった事件があって、こんな困ったことがあって、でもそれはここに書いてあることに反しているからこんな解決をするのですよ」なんてことを詳しくお話をしていただけます。そういう役を担っていただきました。法律実務家の方にどんなことをお願いするかって、授業を作るときに悩むと思うのですけども、一つの例で考えられると思いますが、教科書の中にこういったことを扱う内容があります。でも学校の先生だけで1人で説明するのはなかなか難しい。そこで、ここのことについて弁護士さん、法律の実務家の方の豊富な経験をもとに話していただけませんか。こんなふうに投げかけるとその実務家の方も自分の経験からこんな話をしてみよう、こんな教材を作ってみようと、位置づけやどの教科で、どの時間でどんな内容ということがはっきりしてくるので、事前の打ち合わせからやりやすかった例の一つです。

例えば、裁判を受ける権利について話をしていただく中で、ある子どもがこんなことを言っていました。弁護士さんの仕事を聞いた後で、「どうして悪いことをした人を弁護するのですか？」という質問を小学生はよくすると思います。イメージとして、「弁護士さんは悪い人でも守るの？」というイメージがあるからなのです。これについて弁護士の方はこういう趣旨の回答をしてくれました。「本当に悪いことをしたかどうか。したのだとすれば、なぜか。どんな刑罰を受けるべきなのか。裁判を受ける権利を守る仕事というのが弁護士なのですよ。なので、悪いことをしたとされる人を弁護するっていう仕事もとても大切なのですよ」と話をしてくれました。

こういう話をするとこんな子が出てきます。「僕は喧嘩になったときに、いつも悪いことをしちゃうのは自分なのだけども、理由を聞いてもらえなくて悲しかった。弁護士さんのような人がいれば、僕も気持ちを話せたかもしれないな」なんていうことを言っている子がいます。そう実感したのでしょう

ね。そうすると弁護士さん「その通りです。きみが感じていることが、弁護士が必要な理由だと思いますよ。」と話をしてくれました。裁判を受ける権利だけを学ぼうとするとなかなか実感が湧かなくて難しかったりしますが、具体例の話があったりとか、子どもが日々感じていること、それと裁判を受ける権利の大切さとか、弁護士という仕事の意義というものとを結びつけて、子どもの考えを価値づけてくれるような、ゲストティーチャーの方の働きかけをしていただけるととても効果的に授業が進むと思います。こういった法律の実務家の方が授業に入ってくれる中で、子どもの考えを法的な視点から価値付けてくださるということが、なかなか教師だけではできない。そういった活用になっていきます。

この単元の後半では裁判所の働きについての学習もあります。これもいろいろなやり方がありますが、法務省さんの方で法教育教材で「もぎさい」というのを作っていて、ホームページで公開されており、どなたでも使えます。私もこの作成に関わらせていただいたのですけども、優れていまして、教師用の説明資料、「こういうふうに使ってください」と、いわゆる指導書のようなものがあります。それから学習指導案、これをもとに、「時間はこういうふうに展開してください・こんな流れでやってください」という授業の設計図です。授業のときのワークシート、「これを子どもに配布してください」というデータもあります。

それからシナリオ教材。あるシナリオをベースに模擬裁判をしていくのですが、その紙ベースのものや、証拠資料や提示するスライド資料用データ。これらがパッケージになっている教材です。これは法律の専門家の方を呼ぶことができなくても、教員だけでも 1 時間の模擬裁判授業を実施できるというコンセプトで作られた教材です。今ここに映している画面は動画教材の中の一部ですが、このアニメーションの部分と、実際に法律の専門家の方、弁護士さん・検事さん・裁判官の方が登場して話をしてくれているような実写の部分と両方で構成されています。こんな教材がありまして、これを使ってその裁判の内容や具体的なものにまで興味を持っているように授業を展開することも可能です。

これらの授業を通しまして、憲法に書かれていることの具体例がわかること、刑事裁判についてのイメージが持てる、裁判員制度に関心がもてる。それからさっきも話をしました弁護士さんや法律の専門家に、子ども自身の自分の考えを価値づけてもらえる。こんなことが 6 年生の「憲法とわたしたちの暮らし」の中ではできます。

続きまして、3 年生「社会生活を営む上で大切な法やきまり」これは、警察の仕事や消防の仕事について学ぶ単元で世の中での犯罪や交通事故などがあるが、自分たちの暮らしがどう安全に守られているのかということや、火事が起きたときにどんなふうに自分たちの暮らしは守られているのかっていうことを学ぶ単元。ここで社会生活を営む上で大切な法やきまりを扱うということになっています。

具体的には、警察では例えばこれ、よく見かけます。街中で、「ここでは一旦止まらなきゃいけない・横断歩道がある」という標識です。これも最近増えてきました。「自転車はここを通りましょう」というものです。子どもたちはよく自転車に乗りますから、こういったものを目にしています。これは私の勤務先の近くで撮影したものですが、「2 人乗り運転禁止」って書いてあります。「夜間はライトを点灯・子どもはヘルメットを着用」大人もヘルメット着用の努力の義務が課せられていますが、これは「交通安全にかかわる法やきまりがあるのだよ、身近なところにあるよ」ということがわかるような教材になっていきます。

消防について、学校内で撮った写真ですが、消火栓や消火器、熱感知器。これは学校のどこにでもあるはずです。それから教室の入口などよく見ると防火担当や防火管理責任者など札が必ずかけてあります。これも「消防にかかわる法やきまりがあってそれに基づいて学校には設置されているんだよ」

や、「毎月避難訓練があるのもそういったきまりに基づいてやっているんだよ」と話ができる教材であります。こんなふうに身近な法やきまりについて触れていくことが可能なとっかかりになる部分です。

4年生では、「ごみの収集やリサイクルにかかわる法やきまり」について触れていきますが、「ごみを分別して出すこと、ごみや資源の分別には一覧表や出せる曜日が決まっていますよ」など。どこの自治体でもこういったものがあると思いますが、こういう身近なものから法やきまりについて学んでいく糸口になっていきます。これらの授業を通して、法やきまりがなかったらどうなってしまうって考えることで、法やきまりが社会生活に欠かせないものであることがわかってきます。

例えば、「一時停止しなかったら事故になってしまう」や、「2人乗り」など、「ヘルメットをかぶらない」ことがあると事故や怪我の可能性が高くなってしまう。やっぱりきまりを作って社会生活を安全にしていくってことが大事だなということがわかりますし、自分たちの暮らしを守るために法やきまりが必要というのもわかります。「そもそも身の回りに法やきまりってたくさんありそうだぞ」ということがわかるような、これが3年生・4年生の「社会生活を営む上で大切な法やきまり」の学習の概要、中身になってきます。こんな形でやっています。

ここまで6年生・3年生・4年生の社会科を中心に教える内容として書かれているものについてお話をしました。次は、子どもの声からどんな実践があるかというところもお話したいと思います。

これは2年生の子どもからの相談です。「クラスボールで遊びたいのに、いつも決まった子が使っていて使えません。」こんなふうに子どもが相談してきました。皆さんがもし担任の先生だったらどんなふうに答えていくでしょうか？私は去年副校長だったのですが、2年生の担任もやっていました。兼務するような時間があったのですが、本当にこの相談を受けたのです。どうしたらいいでしょうかね。いつも決まった子が使っちゃうのですって言うのです。大抵の先生はこれに対しては、「一緒に遊んだらどう？」って返すかもしれません。決まった子が使っちゃうので、「どう？一緒に遊んだらいいんじゃない？」私もそんなふうに言っていました。

そうすると子どもは、「いや、Aくんたちはドッジボールをしているのですけど、私達は違う遊びがしたくて、違うように使いたいのです。だから折り合わないのです。」という話になります。「そうか、ではクラスボールの使い方を話し合って決めたらどうかな」って、身近なクラスの問題についてルールを話し合って決めていく展開になっていきます。これが2年生の特別活動で行った『クラスボールの使い方』という授業の入りになっていきます。

学級会という形でこのクラスボールの使い方を話し合っていきました。「クラスボールを使える日を男女で曜日ごとに分けて決めたらどうか」月曜日は男の子、火曜日は女の子、水曜日は男の子、こんな案が出てきます。そうすると、ある子が言います。「いや、そもそも男と女で分けるっていうことが、あまり意味がないのじゃないか。そうじゃないんだよ。月曜日はドッジボール、火曜日はボール鬼のように遊び方で分けたらどう」と。「男女という分け方じゃなくて、遊びたいもので分けたらどうなんだろう」って言っていました。「それだとドッジボールをやれる日が少なくなるよ」と元々ドッジボールをやりたくてボールを取っていた子たちはまた反対の意見を言います。「でもボールを使いたい人はたくさんいるのだから自分だけのことじゃなくて我慢もしないとならないよ」と議論をしていきます。これがずっと続いていって、みんなで納得できるところはどこかっていうのを探っていき、クラスのルールを作っていくというものです。

こういった話を繰り返し経験していくと、「うちのクラスは何か揉め事があるといつも話し合って決めるよね」なんてつぶやいている子がいました。こんなふうに自分たちの身近な問題を、自分たちが納得いくまで話をして決めたきまりだからこそ、違反はしたくないし、守っていこうという気持ちにな

ります。もし、最初の「クラスボールで遊びたいのにいつも決まった子が使っていて使えません」っていう訴えがあったときに「じゃあこうしましょう。月曜日は誰々さん、火曜日は誰々さん、水曜日は誰々さん」というようなことを先生がルールを決めてしまえば、それは素早く決まって、もしかしたらスムーズなのかもしれません。ただ、もしそういう展開にしたときに子どもたちが現状を見て納得するまで様々な場面を考えて話し合って、そして決めたルールを守るっていう気持ちは育つのでしょうか？この低学年の子たちから出てくる声をもとに、自分たちの現状から話し合ってルールを決めていくというようなことは、やがて自分が所属する社会のきまりに対してどういう態度で参加していくかなど、それを守るための大切さはどういうことなのかという原点になるような経験になっていくと思います。時間はかかるのですけども、こういったことを大事にしていくっていうのが、特別活動の中でのルール作りの学習になっていきます。

それからもう一つ、例を紹介します。5 月は憲法記念日があって前後に新聞等でも憲法について特集されることがあるので、いつも 5 月になると思い出します。5 年生のある子が日記に書いていた言葉がこうでした。「憲法には法の下の平等が定められているのに、どうしていじめが起こるのですか？」って書いてありました。なかなか重い言葉です。ずっと前の話なのですが、やはり学年の中でいじめがあって、とても先生達も対応に苦慮していたという状況で、教師が繰り返し指導するのだけどもなかなか解決が難しい。そんなときに弁護士によるいじめ予防授業というものがあるらしいという話を聞いて、インターネットで検索したら、ある弁護士会のいじめ予防授業というのがヒットしまして、それを申し込みました。

事前に弁護士さんと打ち合わせして実施しました。「今、実際に学年の中でこういう難しいことがあって、これを何とか打開したいと思っているんですが、このいじめ予防授業でお力貸してもらえませんか」と。そういうことも踏まえて弁護士さんは授業してくれました。内容をざっと言うと、弁護士は事件として様々な事例のいじめを扱います。中には命に関わるようなつらいものもあります。「心の中にはコップがあるんですよ、つらいものっていうのはある程度までは貯めていけるけれど、どこかを境に満タンになって、つらいことがたまりすぎてあふれてしまうととても悲しいことになることもあります。なのでいじめを止めるためには傍観者として何ができるかを考えることがとても大事です」というお話です。

これをもとに子どもたちが、自分が加害者でも被害者でもなくて、周りにいる傍観者だったら何ができるかって考えることを中心に授業を作ってもらいました。こういった授業を受けた後の子どもの感想です。「今まで「いじめはいけない」としか知らなくて、その理由が分かっていませんでしたがよく分かりました。いじめを無くすためには、そのいじめの現場を見ている人が、いじめられている人に協力してあげなくてはならないことも分かりました。」「いじめは駄目だよ」ってことは繰り返し、先生たちにも保護者にも言われていたと思いますが、実感を伴ったのは、この授業を受けてなんだっていう本当正直な感想なのだと思います。

「いじめは、いじめられた人の幸せに生きる権利と時には命をもとってしまう恐ろしいことだと分かりました。」弁護士さんの具体的なお話から感じたことだと思います。

「いじめをなくす怖さをなくしてくれてありがとうございました。」いじめをなくすことってやっぱり子どもにとって怖いことなのですよね。いじめっていうことが現状ある中で、勇気ある行動をとっていくのは怖いことなのだけども、その怖さをなくしてくれたっていう話でした。

そして、「「この授業がある」と聞いてとても嬉しくなりました。」事前にこういった授業をすると子どもに言っていましたので、それを聞いて嬉しかった。多分この子も、実際に学校で起きているいじ

めっていうこの状況をどう打開していいかわからない。子どもなりに思っていた中で、こういった授業があると聞いてとても嬉しくなったっていう感想を書いてくれたのだと思います。

いじめの問題っていうのはどの学校にも起きうることですし、実際起きたら即座に対応して、解消していくっていうことが大切だけども、一方で、そう簡単に解決・解消するものでもない、という中で、一つ法律の専門家の方の力を借りて取り組むことができる授業の例です。

さて、学校現場における法教育の意義とは何でしょうかと、基調講演のテーマとしていただいたものですが、私が考える学校現場における法教育の意義というのをこんな形でまとめさせていただきました。

まずは、「法やきまりを身近に感じられるようになる。」関係のないものではなく、私達の周りにあるものなのだ。そしてときには、それを利用していくものなのだ。「法やきまりが社会の中で果たしている役割について考えるようになる。」先ほど、もしその決まりがなかったらという例で話をしましたが、こういった法やきまりがあるから、私達の生活がとても安心・安全なものになっているのだと考えることができるようになる。

そして、「法やきまりに基づいてものごとを考え、争いを回避したり、必要な時には司法制度を利用して権利を実現したり回復したりしようと考えるようになる。」こと。これを知っていることで、そもそもの争いを回避できるという場合もたくさんあると思います。また、本当に困ったことになったときは助けてもらうことができるようになると思います。

それから、「弁護士や裁判官など、法にかかわる仕事（人）に興味をもつようになる。」こういったことが、小学校での実践をしながら感じてきた法教育の意義であります。これは私の考えです。皆さんそれぞれ、また取り組まれる中で考えるものっていうのは変わってくると思いますが、法教育の定義で行っている部分について、自分の実践をもとに考えてみるとこういったことになってきます。

最後に、法教育の充実に向けて、今私が必要だなと感じていることについてお話をしたいと思います。3 点です。まず、「何を目指して、どの場面で、どのような法教育の指導をするか」ということです。教員の、または子どもに関わる人の法教育マインドの充実。マインドと書かせてもらいましたが、法教育が目指しているものとか考えていることの気持ちを持っていて、それをいつどんなふうに実践しようかと考えていくこと、ここが一つ。

それから「誰もが利用できる教材の開発と普及」教材・指導法の充実ということです。気持ちはある。それをどう使っていこうかというものです。誰もが利用しやすくしていくこと。そして、法律実務家が授業に参加する体制作り、参加支援体制の充実。1 人でできること、教科書をベースにできることもありますけれども、専門家の力を借りて効果的にできるということもたくさんあります。では、そういった専門家の力をすぐに利用できるような体制があるといいなと思います。

今日は、この後のワークやクロストークの中でどんなふうに法教育を考えていけばいいのか、どんな教材があればいいのか、どんなふうに法律実務家の方と連携していけばいいのかを考えるセミナーになると思います。

今日セミナーに参加された皆様それぞれ法教育に興味があり、または実践されている中で「なぜ法教育に取り組むのですか？」という法教育の意義については、それぞれの方が何かお持ちだと思いますので、それを交流できるような時間がこの後続くといいなと思っております。どうもご清聴ありがとうございました。

【4．法教育授業実践ワーク】

埼玉弁護士会所属　弁護士　　佐藤　有紗
法務省大臣官房司法法制部 部付　江原　佑美
法務省大臣官房司法法制部 部付　加藤　邦太

○江原様　初めまして。法務省大臣官房司法法制部というところで部付として仕事をしております江原と申します。よろしくお願いいたします。

司法法制部や部付など耳慣れないような肩書きを言いましたが、私が何者かと言いますと、私は検察官です。検察官・検事として仕事をしている。その一環で今法務省の方で仕事をしているという立場の者であります。これから法務省で作成している高等学校向けの教材。ネットやホームページにも載っているのですが、冊子としてこういったものを作成しておりまして、この後の第3部の方でも法務省が作っている教材についてはご紹介さしあげたいとは思っているのですが、本日はこの高等学校向け教材の一部を利用して、「法教育授業実践ワーク」と題しまして、皆さんに学生さんの立場でこういった教材を使った授業というものを体験していただきたいと思っております。

本日はより生徒にわかりやすく、より生徒に興味を持ってもらえるような授業とはどのようなものかを考える、その材料にしていただければと思っております。そのような趣旨ですので、実際に教鞭をとっていらっしゃる先生方がいらっしゃる前で大変恐縮ではございますが、本日は私が先生役としてワークを進行し、参加者の皆さんには今述べました通り学生役として授業を体験していただければと思っております。また、ワークを進行する上で実際に法律実務家の立場で出前授業などを実施しておられます、埼玉弁護士会所属の弁護士であります佐藤有紗様、また私と同じく法務省大臣官房司法法制部で働いている加藤さんにも適宜コメントなどをお願いしたいと思っております。お二人簡単に自己紹介をお願いできますでしょうか。佐藤先生からお願いいたします。

○佐藤様　埼玉弁護士会で弁護士をしております、弁護士の佐藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○加藤様　皆様こんにちは。法務省大臣官房司法法制部部付として勤務しております、加藤と申します。私も同じく部付ですが、元々は裁判官をしておりました。今は法務省に出向しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○江原様　今日は法律実務家の立場として検察官・弁護士・裁判官、1人ずつセミナーの方に参加させていただいております。さて、ここからは実際の授業を想定して進行してまいります。私がこれから説明する内容や説明のポイントなのですが、実際にこの教材の中で指導案が示されておりまして、その指導案を参考に構成したものです。

まず、課題の説明をします。お手元に4枚のシートを配布しております。こういったリスのキャラクターホウリスくん。今スクリーンにも映っております。リスのキャラクターが載ったもの、これが4枚綴りになっております。本日、主に使用するのは1枚目から3枚目のシートです。1、2枚目がワークを行う資料と3枚目がワークの課題のワークシートになっています。1枚目を見ていただいて課題設定を皆さんで一緒に確認していきたいと思っております。

今回の課題です。ホウリス町というところに、美しい海やサンゴ礁などの自然がとても豊かで、海水浴やダイビングを目的とした観光客が多く、人気の観光地となっている場所があります。しかし、最近、海水浴客の増加に伴い様々な問題が起きるようになりました。ホウリス町としては雇用の創出や地域活性化などの観点から、この町ほぼ唯一の産業である観光産業をさらに発展させていきたいと思っている一方で、住民だけではなく、観光客からの苦情もどんどん増加しているということから、この海水浴場の利用に関する条例を制定して、問題の解決を図りたい、というふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、2枚目を読み上げることはしませんが、主な問題と利害関係者の主張がまとめられております。問題については、産業について、騒音について、飲酒喫煙について、水上バイクについて、それからごみについて。そして、利害関係者の主張として、周りに住んでいる人たち、海の家などを事業している人たち。それから海水浴客として、独身者層とファミリー層。それからホテル・旅館も利害関係者としてそれぞれの主張を述べている状況にあります。

課題は3枚目の通り、町が作ろうとしている条例として、どのようなルールを作っていくのがいいだろうかということを考えていくところです。初めに、ルールを作成する際に気をつけることを、ご説明します。

スライドお願いします。ありがとうございます。1つ目は「手段の相当性」です。ここでの「手段の相当性」とは、目的を達成するために役立つルールであるかどうか、役に立つとしても、手段として適切なものになっているかどうか。2つ目は「明確性」です。意味がはっきりと分かるものか、複数の解釈ができてしまうものになっていないか。3つ目は「平等性」です。みんなが全く同じであるべきという意味ではなくて、立場を入れ替えた相手の立場になったとしてもそのルールを受け入れるかどうかということです。この3点に気をつけながらどのような条例を作れば、問題解決を図ることができるのかという条例案を一緒に考えていきましょうというワークになっています。ここではどんな条例案でも作成する権限があるという前提で考えてください。特に縛りはありません。

ただし、できるだけ利害関係者の誰もが納得できる内容を目指すこと、また、誰に向けたルールなのかを意識すること。例えば、何々をしなければならないとなったときに何々をしなければならないのは誰なのかといったことを意識すること。また、最後にルール違反者、もしそのルールを破った人が出たときにどう対処するのか、何か罰則を設けるのかそういった対処方法も含めて考えることを目標にしていただければなと思います。

本日は時間や会場の都合上、指導案としては最初にここで個人ワーク、1人で考える時間を設けてというふうになっているのですが、個人ワークからグループワークに比重を置いて授業進行していきます。14時35分頃になりましたら、各グループで発表していただく時間にしますのでそれまでグループ内で自由に議論をしてください。発表者の方々、分けていただいてもいいですし、代表者の方でもいいので、発表者の方も何となく決めておいていただけると助かります。もちろん議論時間はある程度とっておりますので、その中でグループごとに最初の数分は課題の把握をしますとか、数分は個人のワークをしますといったように使っていただいても構いません。それでは開始をしてください。もしわからないことですとか、ご質問等があるようでしたらお近くのスタッフの方に声かけていただければと思います。それではよろしくお願いします。

○参加者　これ確認なのですけど、利害関係者として話し合うのか、全く第三者の立場で法ルールを作る、どちらの方を目指したらよろしいです。

○江原様　ワークシートを見ていただけると課題として書いてあるのですけれども、この問題を解決するためにどのようなルールを作ればよいだろうか、利害関係者それぞれ主張を踏まえて考えてみようということで、皆さんはこのホウリス町で条例を作る立場。最終的にはどのような条例を作ろうかということを考えてください。ただ、ワークをしていく中で、それぞれの利害関係者の立場を代表して交渉するみたいな形ですとか、そういった形をとっていただくでも構いません。グループワークの仕方は、子どもたちにそこも自由に考えてもらうという形になっております。あとは大丈夫でしょうか。検討時間の中であってもお声がけいただければと思います。それでは始めてください。よろしくお願いします。

○江原様　議論が進んでいるところだとは思いますが、ちょっとだけ時間をいただきます。ここでさらに議論を深めるために一つ視点を示します。スライドありがとうございます。一番下に赤文字で足しているところですが、ルールやそれを違反したときの対処方法を皆さんで考えていただいていると思いますが、目的を達成する手段として個人の自由を必要以上に制限していないかといったことも視点として加えて、考えてみていただけるといいかなと思います。お時間がタイトかなと思いますので、40分前ぐらいまでお時間取ろうかなと思いますので、よろしくお願いします。では続けてください。

○江原様　なかなか議論が尽きないところではございますが、発表のフェーズに移っていきたいと思います。今、グループで話し合っていただいたと思いますが、また別のグループの意見だと全く別のことが出てくるかなと思っております。実際の授業ではここで学生の発表と教員による講評が行われますが、ここでの目的というのは立場の異なる者同士の意見を調整して、合意形成を行う、あるいはルールを作成するという体験をすることです。発表・講評の中で先生たちの方からよく言われるのが、「どのような結論が正解なのですか。」と聞かれたときに何て答えたらいいですかっていうことをよく聞かれますが、決まった正解がないのが答えになります。もちろんどんなルールでも良いというわけではありませんが、相対的に見てより良いルールとなることを目指し、先ほど示したような観点などをよく検討する体験をしましょうというのがこの授業の目的です。

　発表・講評は個人グループを超えた様々な意見を見聞きし、どのような内容であれば合意ができるのか、どのようなルールであれば従うことができるのかを考えて作ったルールをさらに評価・吟味すること、ルールに対する理解を深めることを目標に行っていきます。それでは実際に行っていこうかなと思うのですが、本日ちょっと8グループありますので、まず騒音対策について、ビーチの飲酒喫煙について、水上バイクについて、ごみ対策等についてそれぞれどのような条例案を考えたのか。そしてその条例案を作成した理由。どういった事実に対してどうやって解決方法を目指そうとしたのかということを簡単に教えていただこうかなと思います。一番端のグループから何となく流れつつ、どっかでランダムに当てたり、推し進めていこうかなと思います。一番端のグループの方からです。騒音対策についてです。

　この海水浴場、海水浴客がいっぱい集まってきたのはいいけれども、夜も含め、いろんな理由ですごくうるさいと。大声を出したり、大きな音楽をかけたりしているものがいる。そういったことについて問題が起きているっていうこともあるのですが、どのような条例を作ればいいか、どんなことを考えたのか、教えていただけますでしょうか？お願いします。

○グループ8　私が考えたのは時間と音量。そして場所の制限っていうところで。もちろん音楽を流し

たり、花火したり、夜騒ぎをしてしまったところも学生目線としてはやりたいところなので、最大限自由を尊重しつつ、住宅の人たちの考えも含めて、夜 10 時、11 時までとか。花火だったら手持ち花火だけなどそういったところの制限かなと思います。

○江原様　ありがとうございます。もう 1 グループいきましょうか。そのお隣のグループ。騒音についてなんですけれども、どんな意見が出ましたでしょうか？

○グループ 7　先ほどのグループとほぼ同じような意見が出ました。営業時間の一律の決定。あと騒音については、著しいものにしてしまうと、明確性が難しいのかなと思いますので、デシベルや何かしら数値的なもので示せるといいのかなっていうふうな話が出ました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。今の 2 グループの方々は困ってらっしゃる方に夜そういう形で時間を超えたら駄目ですよと言った形で規制していくっていうルールを設けられているのですが、例えば他のグループの方々でそういった観点ではなくて、別の観点でこういったルールを考えましたみたいな発表していただける方とかいたりしますか。結構この時間までは駄目ですよっていう感じの方が。どうぞ。

○グループ 6　やりたい人はやりたいのだから仕方がないっていう立場で。このエリアからこっちはやる人たち。ここからこっちはやらない人たちというすみ分けをしたらどうかということを考えました。

○江原様　ありがとうございます。今までのご意見としては、ここから一律に駄目ですよっていうことでしたが、そうではなくて、場所を区切って、やりたい人たちだけが楽しめるように。そうじゃない人たちは外に行けるようにっていうまた全く別の観点で考えてくださったということだと思います。先ほど明確性という話あったと思うのですけど、例えば著しいと判断する裁判官の立場だと困るなや、こういったところまではっきりわかっていると助かるななど、何か感覚としてありますでしょうか？

○加藤様　すごく難しいですね。何をもって明確といえるかというのも、おそらく規定に対してどういう効果が出てくるかというところによっても違ってくるのかもしれません。例えば、著しい音量の超過があった場合、罰則になると刑罰なので制裁としては非常に重いものになります。制裁を科すかどうかを決めるにあたっては規定としては明確にならないと困りますよねということです。罰則じゃなくて単に法律上やっぱりやっちゃ駄目ですよということであれば、ある程度柔軟な規定にすることも考えられるのかもしれないなと思いました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。今言っていただいた通り、罰則という話じゃなくて検察の立場でもこの罰則が適用される場合なのかどうかって考えることはあるのですけれども、加藤さんもおっしゃっている通り、それが本当にその人に当てはめてしまっていいのかどうかていうのがわからないとこを適用する立場の方も困りますし、逆にそこを利用する海水浴客の方々にとってもどこまでいいのっていうのがよくわからなくて結局ルールとして機能しない。そういった場面もあるかなと思います。

次いきましょうか。今度はビーチでの飲酒喫煙についてです。現実の海水浴場でもよく問題になるの

じゃないかなと思うのですけれども、お酒を飲むと気持ちも大きくなりますし、声も大きくなります。また喫煙者が決まったところでタバコを吸われる分にはいいのですけれども、飲酒・喫煙している方が近くにいるということで特にお子さん連れの方々から不評・悪評が立つ。そういったときの問題解決についてどうしていこうかということだと思います。後ろのグループの方でビーチでの飲酒喫煙についてどのような条例案を考えたのか教えていただけますでしょうか？

○グループ 13　条例案ではないのですが、海の家のみで飲酒、それから喫煙をするという形にしました。あと、うちのグループは入場料を取ってやろうというところからスタートをして、そうするとまず来ないやつは来ないだろうと。来るやつは来るであろうと。そこが個人の自由っていうところの部分が出てくると思うので、そういったところ攻めて海の家でと考えていました。以上です。

○江原様　入場料というのは海水浴場に入るのにっていう感じ？

○グループ 13　そうです。

○江原様　なるほど。わかりました。もう 1 グループいきましょうか。お隣のグループ。同じ質問でビーチでの飲酒・喫煙についてどんな意見が出ましたでしょうか？

○グループ 12 基本的には前のグループと一緒でした。その中で、まずはここのホウリス町の住民や事業者の方、ホテル旅館の方々がどう考えているのかっていうところを踏まえて、飲酒の規制やタバコを吸う権利も考えてエリアごとに分けた方がいいのじゃないかという話で落ち着きました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。エリアっていうのは先ほど海の家でっていう話がでましたが、そうではなくて、海水浴場の中にそういう喫煙場所を作るということですか？

○グループ 12　そうです。基本的に海の家もそうですけど、一応エリア、または砂浜のところなど分けてもいいのじゃないかって話は出ました。

○江原様　ありがとうございます。今 2 グループとも喫煙者にも配慮してくださって「決められたところだったら吸っていいですよ」っていうことで解決を図られたのですけれども、ちなみにもっと厳しく「海水浴場では喫煙をしてはいけない」や「海の家でアルコール出しちゃいけない」など厳しめなルールを設けたよっていうような方はいらっしゃいますか。

○グループ 2　私達のところでは喫煙のみは全面禁止という形になっております。飲酒については海の家でのみの提供。持ち込み禁止や海の家での提供時間も決める方向で考えてみました。

○江原様　提供時間を決めるっていうのはもうちょっと具体的にどんな感じですかね。

○グループ 2　一騒音問題とも一緒に考えていたのですけど、午後 6 時からはその騒音の音量も下げたり、それに伴って海の上でのお酒の提供を終了するっていう形が出ていました。

○江原様　ありがとうございます。実際の海水浴場なんかでも、「喫煙はもうここではしないでください」や「するのだったら駅の喫煙所などそういうところで」っていうのも発想としてはあるのだと思います。それぞれの立場に立つといろんな回答があるのじゃないかなとは思うのですが、ちょっとバクっとした質問で申し訳ないのですが、佐藤先生。今いろんな意見が出ましたが、何かご感想などありますでしょうか？

○佐藤様　各種の利害や要望の調整をそれぞれのグループの価値観ごとに図りながらご検討されていたっていうのはすごく伝わってきました。あと、飲酒・喫煙についてはやっぱり検討する内容として健康問題とかっていうものもあると思います。ファミリー層が来るっていうことなので、やはり子どもも来る場所ですから、子どもの健康についても考えていく必要があるのかなというふうに思いました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。この課題の趣旨にも入っているところだとは推測するのですけれども、海水浴客ということで、ファミリー層が入っているっていうのは、ルールを考える上で子どもたちにとって考えることを足していく。そういった子どもの立場もしくは親の立場に立ったときどうですかっていうことを考える上でも独身者層とファミリー層に分けて検討できるような教材になっております。

続いていきましょうか。今度は水上バイクについて。海水浴場やサンゴ礁の上を今は自由に走れてしまっていると、どこでもやっていいよとなっているのですが、当然そうしますと周りの人たちと接触事故が起きかねない。幸いなことにこの海水浴場はまだ起きていないみたいだが、起きたときに重大事故になってしまう、なりかねないということで、それについても対策が必要なんじゃないかいうところです。手前のグループ。水上バイクについて、どのような条例案を考えられましたか。

○グループ４　条例の形まではなってないのですけれども、まず問題の背景としてこの重大事故になりかねないというのはきちんと押さえておかないといけないかなというところです。もちろん騒音で寝られなくなったりとか、そういうような問題はあったりするとは思うのですけど、やっぱり利用者の生命とか安全面にダイレクトに関わってくるところで、きちんとした対応が必要なのかなと考えました。

ただそうは言ってもやっぱり水上バイクで楽しみたいという人たちもいるとは思いますので、海の範囲のこのエリアであれば水上バイクを利用してもいいですよと決めたいと思います。それに少しでも実効性を持たせるために、例えば事務所みたいなのを置いて、事前利用申請をして、エリア内で使用するというのを必ず確認。チェックしてもらい、その上で利用するという形にしたいかなと思っています。ただ、利用している状況を確認するために監視員がいたりしますが、監視員もきちんとつけて実施するということが必要なのではないかなという話になりました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。条例案の形まで考えられたグループの方いらっしゃいますでしょうか？何となく目線がいってしまったので一番向こうのグループの方々どうでしょうか？水上バイクについてどんな意見が出たか教えていただけますか。

○グループ８　条例案まではいってないのですけど、命に関わるっていうところからエリアの制限、個

人の自由をかなり制限してもいいのではないのかという話はでました。罰則規定も OK。

○江原様　どういった場合、規定を設けられましたか。

○グループ 8　罰金です。

○江原様　何をしたら罰金になるっていう形でしょうか？

○グループ 8　エリア制限を設けているのに、それに対して話し合ったとき。

○江原様　ありがとうございます。今お話にもあった通りです。ちょっと毛色が変わってくるのが、水上バイク。命や傷害が起きかねないので、　1 や 2 は困っている方々はいらっしゃるのだとは思いますが、今まさに問題が起きていて、それに対して対応していくっていう形。3 番はちょっと視点が変わって、重大事故が起きてからでは遅い。まだ起きてない今の段階でどういった条例を設けていったらいいか考えてもらう。そういった構造になっているかなと思います。
　そうしましたら今度はごみ対策です。人が集まってくるということはごみも出ます。ごみの処理に関して言いますと、他の行政サービスへの影響もあるよということで問題がある状況になっているのですが、ごみ対策等についてはどのような意見が出たのでしょうか？

○グループ 10　基本的にこちらのグループは禁止っていう言葉は考えていなく、条例にしても罰則を設けるのではなく、ここは駄目だと掲示するところで対応していくしかないのかなということと、ごみに関して言うと、ごみ箱の数を増やせばいいのじゃないかということが出ました。

○江原様　ありがとうございます。人の良心があるので、もう少し良心に訴えていこうという感じだと思いますが、逆にもっと厳しく、今罰則の話も出たのですけれど、禁止・制限していくっていう方向で考えられたグループの方っていうのはいらっしゃいますか。ごみ対策なのですが。一番奥の方。

○グループ 8　入場料として、ごみ袋買ってもらう。そうすることで、ごみ処理のための税金対策に繋がるのかなと思い、入場料を取ります。

○江原様　ありがとうございます。なかなか面白い視点だなと思ったのですけども、佐藤先生もうなずいていらっしゃいましたが、今の意見どうでしょうか？

○佐藤様　この問題ってすごく柔軟な解決策が考えられる問題だなと思っていて、お金が減るのでお金を足すっていう。そういう発想は本当に現実的にあり得るのだなと思います。あと私が個人的にこの問題を見て考えたのは、例えばこのごみって何が出るのだろうっていうところ。例えば、海の家のごみもある程度あるのじゃないかなと私は想像するのですが、海の家に対してサステナブルな食器で出しましょうとかって言うごみをそもそも出さないような営業方法を考える。そうすれば海の家も食器とか買わなくて、利益が上がって Win-Win になるので、そういった解決方法があり得るのじゃないかなと思いました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。今おっしゃっていただいた通り、ごみ対策等については想像力を働かせて、どんなごみが出るのか、どういった対策があるのか。あまり情報として出してないので、子どもたちの自由な発想で考えていただけるところかなと思っております。
何グループかの方々もセットで答えてくださったのですけれども、最後のルールを守らせるための手段、方策について。罰則や罰則でなくても、何かルール守ってもらうためにこういった方策を考えましたというところご意見をいただこうかなと思うのですが、何かこういった意見、こういったことを考えましたっていうグループの方いらっしゃいますでしょうか。そこのグループの方よろしくお願いします。

○グループ７　私達のグループ案としては、エリアを区画するので、区画したところでは自由にやっていい形。まずそもそも守らせるための手段としては、心理的にそこではやっていいっていうところで罰則。水上バイクもなんか沖合何 m までは海水浴場で泳ぐ人がいるから、ここからは OK にしているので、そこを違反したら罰金。ごみ対策も違反したら罰金というような形にしています。

○江原様　ありがとうございます。今一番向こうのグループの方も先ほどおっしゃっていましたが、守らせる方策の手段として一つ罰則を設けるという手段があるのですが、今日出た意見としては罰金を払ってもらう。そういった手段があるのじゃないかということで一つ出たところかなと思います。それと似たところだと、料金を払うっていう方もいらっしゃいましたし、ごみ袋を買ってもらってそこに入れてもらう。そうすることで、守ることに繋がる。といったルールを設ける発想の方もいらっしゃったかなと思います。
　皆さんからたくさん意見をいただきまして、体験していただいたところではあるのですが、こうして皆さんでルール作りというのをしてみるとまずルールがどうして必要なのか、ルールって何のためにあるのかということを実体験として学ぶことができると思います。実際、法律を作ったり、条例を作ったりするときもそうなのですが、まず何か解決しなければいけないこと、課題があって、社会的事実に対してどういうルールを設けなければいけないかを順に考えていく。難しい言葉で言うと「立法事実」といいますが、社会的根拠があってそれのためにルールがある。ルールがあるから守るのではなく、必要性・意義があるから、ルールが必要でそのルールを守ることによって何か目的を達成できる。そういった仕組みになっていることを実体験として学んでいただくのが、この課題の目的になっています。
　また、社会には様々な価値観や考えを持った人間が存在します。今答えていただいた通り同じ意見の方々もいらっしゃいましたが、例えばそもそも喫煙禁止って方もいらっしゃいましたし、エリアに限って喫煙できるという方もいらっしゃいました。この限られた会場の人間の中でも様々な意見が出ました。互いの自由や主張が衝突することもありますが、ルールがないとただ強い者、もしくは声がでかい者が優先されるということになりかねません。そういったことにならないように、お互いの自由を尊重した上で調整を行うためにルールが存在している。それを実体験としてわかってもらおうという課題になります。
　もちろんどんなときでもルールが必要なわけではないです。個人個人の考えや行動に出られる方が望ましい場合もありますし、先ほど話の中でもあった気がしますが、ルールによっては逆効果になってしまう。誰も守らなくなってしまって、結局のところ何の解決にもならないこともあるかなと思います。

先ほどのスライドですが、私が議論の途中で観点を追加しましたが、評価の視点を与えるためのものになっています。ちなみに、この教材は指導案が組まれているのですが、この視点も、私が勝手に視点を足しているわけではなくて、指導案の中にクラスのレベル感や、それまでの教育の過程にも応じて、最初に示す、あるいは途中で示す。こういった視点を追加して更なる議論を深めるといったことを指導案として提供しているものになっています。

どのようなルールであれば多くの人たちの納得を得ることができるか考えながら手続きの公平性や、どのようなルールがいいか考えていこうということです。みんなのことはみんなで決めるという、民主主義や少数者への配慮を考えることもできますし、ルールの手段の相当性や明確性、平等性を学ぶこともできます。授業の目的によっていろんな使い方が可能になっているかなと思います。

今日はどうでしょうか。短い時間になってしまいましたが、学生の立場に立って、どういったことを考える機会になるか、どういったことを学べるか体験してみること。また、逆に教員として何を学ばせるかといった目的意識、どう学ばせるかを考えるそういった機会になっていれば幸いかなと思っております。不手際もいろいろあったかと思いますが、皆さんお付き合いいただきありがとうございました。

【5．教員と法曹とのクロストーク・意見交換会】

東村山市教育委員会 統括指導主事 窪 直樹
目黒区立目黒南中学校 主任教諭　藤田　琢治
東京都立向丘高等学校 主任教諭　久世　哲也
埼玉弁護士会所属　弁護士　佐藤　有紗
法務省大臣官房司法法制部 部付　江原　佑美
法務省大臣官房司法法制部 部付　加藤　邦太

○江原様　ありがとうございます。これから今日来ていただいております教員の方々、それから法曹三者とのクロストーク・意見交換会を行っていきたいと思っております。大きく分けて二つのテーマについてお話をしていこうと思っています。

最初のテーマは「学校教育での法教育実践とその課題について」です。法教育と一言で言いましても、第 1 部の基調講演でもお話しいただいた通り、実践のあり方というのは様々であります。法務省でも目指すべき法教育を検討するべく法教育研究会が立ち上がりましたのが平成 15 年、今からまだ約 20 年前のことでありまして、まだまだ検討すべき事項が多々あるものと認識しております。まずは法教育の学校現場における実践の現在、その課題などをお聞きしていきたいと思います。僭越ながら、こちらから質問をさせていただきますが、もし他のご登壇者の方のお話を聞かれまして、何かご意見やご質問があれば遠慮なくお聞かせいただければと思っております。まず久世先生、法教育を教育現場で実践する中で、
苦労や課題を感じられるのはどういった場面でございましょうか？

○久世様　私は高等学校の公民科の教員でして、それを前提に少しお話できたらなと思います。高等学校の公民科では 2022 年度の指導要領の実施に伴い、「公共」という新しい科目ができました。科目公共は法教育を一層重視した公民科の科目になるのですが、一部の大学の先生は公共を、主権者教育の 1 丁目一番地と位置付けられています。主権者教育というのは生徒の主体的な行動を促すような側面があるもので、法教育においても主体性を喚起していくことが一層求められています。しかしながらいまだに生徒にとっては、ルールや法は、受け身的に守らなきゃいけないだけのものという面が強く意識されているようなところがあると思います。私はこの点が課題であると考えています。

法にはいろんな面があると思います。守るだけでなく、作るとか、作り直すとか使うとか。先ほど皆さんに取り組んでいただいたワークはまさに法を使って解決するというような形式だったかなと思います。そういった部分をうまく浸透させていくというのが、主権者教育を前提とした公民科における法教育の今後の実施していくべき方向性なのかなと思います。

大学の先生等が法は守るものであると同時に使うものだという視点を、今は特に指摘されていらっしゃいます。先ほどのグループワークはまさにその典型なのかなと思っております。以上です。

○江原様　ありがとうございます。今先生からもご発言がありました通り、法は使うものであるという視点を、法教育の中でも子どもたちにも伝えていけたらなということは、法務省の方でも考えているところであります。続きまして、同じ質問なのですけれども窪先生はいかがでしょうか？

○窪様　私は小学校の教員という立場でお話をさせていただけるといいかなと思っています。どんな実践をしてきたかっていうのを先ほどの基調講演の中でお話をさせていただきましたので、ああいったことをやってきましたというものなのですけれども、難しいなと思うところは、法教育っていうものの範囲です。狭く捉えれば、憲法や法律を扱う教科や単元の学習と言えますし、広く捉えればきまりやルールを扱う学習であったり、ドッジボールの使い方の例をお話しましたが、合意形成を図っていく学習とか、もっと言うと、国語の学習で議論の仕方についても小学生も勉強していきます。

そういったことも法教育っていうふうにとらえることもできると思います。とても広範に渡っていきます。広範にわたるといろんな角度からチャレンジできるといういい面と、一体何をすればいいのかがわからなくなるデメリットの面と両方があるので、どのような学習を法教育として捉えていけば良いのか、つかみどころがあるようでないところが、普及上の問題で難しいところではないかなと思っています。

それから法は守らなければいけないものとか、自分たちの生活を縛るものっていうのはイメージももちろんありますし、法は難しいものとか、素人は触れてはいけないようなものに、先生や子どもたちが感じてしまうような現状があることも課題だと思います。法律の専門家の方とどう連携して授業を行えばいいかということも、また誰に何を頼めばいいのかということもまだまだわからないという先生も多くいらっしゃると思います。こういったあたりがやっていく上での課題であると思いますし、解決していき、いけるところかなとも思っています。以上です。

○江原様　ありがとうございます。いくつか示唆のあるご発言をいただいたと思います。どのような学習を法教育として捉えていけば良いか、普及上の問題がある。または、素人が触れてはいけないものと思われてしまっている側面があるといったことをご発言いただきました。我々はこういった教材を作ったり、出前教室をしたりなど、法教育の推進のためにいろいろな補足を考えているところではあるのですが、今ご指摘いただきましたような点については、普及していく、推進していくという点で課題があるなということを実感しているところであります。

さて法務省では今お話しました通り法教育の一つの例を示すという観点や、教育現場における負担を軽減するという観点なども踏まえまして、法教育の推進のために、法教育を実践するための教材として冊子教材や動画教材を作成しております。スライドの方よろしくお願いします。どのようなものを作っているかということを、お時間いただきまして簡単に説明をしたいと思っております。加藤さん、よろしくお願いいたします。

○加藤様　ではプロジェクターの方をご覧いただければと思います。上段左側から小学校向け、中学校向け、高等学校向けの冊子教材となっております。第 2 部の方でも、この高等学校用の冊子教材を使ったというところでございました。一例として、高等学校用の冊子教材をさらに取り上げますと、ルール作りをテーマにした指導案として 4 つ。それから司法・契約をテーマにした指導案として 1 つ。紛争解決・手法をテーマとした指導案として 3 つ。それぞれのワーク形式で授業を行うことができるように題材となる事例や指導のポイント、ワークシートなどがまとまっているというところでございます。

冊子教材の隣にございますのは、視聴覚教材でございまして、動画を使用して授業を行うこともできるようになっているというところでございます。非常によくできた教材になっておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

下の左側、青枠で囲んであるところですが、「もぎさい」法教育教材となっております。こちらは刑

事裁判を題材にして、動画などを使用して裁判手続きを模擬的に体験していただき、証拠に基づいて被告人が有罪であるかどうかこれを考えていただく教材となってございます。

下の段、右側二。これはリーフレットになっております。左側が成年年齢引き下げに伴って、主に契約を題材にしまして、18 歳になると何が変わるのですかといったこと、その辺の考え方と、あとトラブルの対処方法などを学ぶ内容になってございます。非常によくできておりますので、ご覧いただければと思います。

あとは右側のものは法教育とは何かをまとめた内容になってございます。QR コードを読み取っていただけると、法務省のホームページに繋がります。こういった教材が法務省のホームページで掲載されておりますので、ぜひご覧いただければなと思っております。以上です。

○江原様　ありがとうございます。実際の教育現場でも、こういった教材が使用される場面としてどのような場面があるのかご経験をお聞きしたいと思っております。藤田先生、いかがでしょうか。また、こういった教材を使用するにあたって注意された点がありましたらあわせて教えてください。

○藤田様　中学校で社会科を担当しております、藤田と申します。こういった教材の存在を知りませんで大変勉強になりました。ありがとうございます。実はこういった教材というのは他にもありますが、先ほど自分でも見ましたが、確かにこれわかりやすくていいです。ぜひ授業で取り入れたいと思います。

私、社会科ですので、3 年生で取り組む公民分野で取り組んでいくことが多くなるかと思います。ただ、もちろん総合学習でも使い方によっては取り組むことができるのじゃないかな思ってます。使用にあたって注意ですが、先ほどから様々な先生方がおっしゃっていますが、例えば先ほどご紹介されていたの「もぎさい」法教育教材で刑事裁判手続きを模擬的に体験した。これ非常に大事なことだとは思いますが、これが「法教育」だと思ってはいけない。

やはりさっきの海水浴場の課題があって、それに対してそれに関わる人たちがみんなで意見を出し合って、落としどころを決めていく。これが実は民主主義であり、あるいは法の支配、そういった概念に繋がっていくような行動だと思います。そこを最終的には、学習指導要領解説にも書いてありますが、法の支配、あるいは裁判による人権保障。あるいは人権立憲主義。そういったことに最終的に繋がっていくのだっていうことを、指導者の方が思って、こういった教材を使うことが非常に重要かな。指導者が念頭に置いて使うということを考えられて作られていると思います。それをわかって子どもたちに実施していくことが非常に重要なんじゃないかなと思っております。以上です。

○江原様　ありがとうございます。ぜひ法務省の教材も使っていただきたいとは思うのですが、「もぎさい」などを行うにあたって、シナリオなどを活用されたご経験ありますでしょうか？

○藤田様　模擬裁判については、法務省なのか、どこなのか、シナリオがあってそれを使って実際にやらせていただいたことがあります。ただ「もぎさい」は使ったことがないです。

○江原様　ありがとうございます。続いて窪先生はいかがでしょうか。法教育教材の利用について教えていただければと思います。

○窪様　「もぎさい」は基調講演の中でもお話しましたが、私自身作成に関わらせていただいたのですけども、授業をする担任の教員ではなかったので、自分自身が使って授業ということはなかったです。これを紹介して使ってもらったことはあります。その先生も初めてこの教材をホームページで見て、どんなふうに自分が授業しようかっていうことを考えて授業されたようです。

使った場面は土曜日の授業参観。これをやると、子どもたちもある程度学習意欲を持って取り組めたり、保護者の方に見ていただけるので、どんなふうに裁判について、学校で扱っていくのかっていうことを見てもらえるので大変効果的な時間になったようです。シナリオや教材、それから指導案など、こんな風に授業したらいいですよっていう大事なポイントも示されている教材なので大変便利です。

一方で、そのまま使って、ちゃんと効果のある授業ができるかというとそうではないです。目の前の子どもたちの学習状況にも合わせないといけないですし、そもそも先生が授業するときにはこの教材について理解していないと授業ができません。どんな授業でも一緒です。優れた教材があってもちゃんと理解できていない、目の前の子どもたちに合わせてアレンジができないといい授業というのはできません。その点については、教材があるからと言って安心してはいけなくて、ちゃんとご自身で加工する必要があります。

この授業は 1 時間でできるものとして、意識して作ってある教材です。一方で全部をやろうとすると 1 時間でやるのは苦しいです。2 時間扱いにするとできるかというと、十分できるが、1 時間でできるものを作りたいという思いで作った教材でした。「もぎさい」を紹介した先生も、この教材を使うにあたって、動画のどこを見せようか、何分から何分目を使おうかなど、ワークシートがあるので、それを基に焦点化して議論させたいからこの部分を使おうかなどアレンジして使っておられました。ご自身でアレンジし、理解して使っていくということが大事ということです。

それからこの授業を行って、裁判について「興味が持てた、議論が楽しかった」という意見が子どもから多く上がったそうです。そういった効果が見込まれる教材です。一方で、でも「やっぱり難しかった」っていう声も子どもからはあったそうです。その難しかったって子どもにどんなフォローしていくかも注意すべき点かなと思います。以上です。

○江原様　ありがとうございます。先生には教材の作成にもお力添えいただいておりますし、法教育推進のためにたくさんご意見いただくなど、お力を貸していただいているところであります。

久世先生には成年年齢引き下げに向けたリーフレット等の作成などにも携わっていただきましたが、視点を変えまして、久世先生から見た教材利用の状況や、窪先生からもお話いただいたような学生の反応などを教えていただけますでしょうか？

○久世様　ではまず教材利用の状況についてお話させていただけたらと思います。教材利用の状況に関しては、正直、先生によるところが大きいかなと思います。ただ、若手の先生から話を聞く限りでは、いろんな研修の機会で、教材が配布されたりして、少しずつ浸透しているのかなと思います。ただ一方で、認知いただいても、教科書の太字を網羅するべきだという考え方の先生は、教材利用に消極的になりがちなのかなと思います。

実際に体験していただいてわかったと思うのですが、教科書の太字を網羅する上では、この教材は効率的ではないようなところがあるからです。ただ、今求められている教育というのは、教科書の一つ一つの太字の方ではなく、その背景にある、見方・考え方の方を意識することだと私たちは考えています。

今日この会場にいろんな方がいらっしゃるかと思います。実際ワークしてみてどうですか。これが本当に授業なのって思われた方も中にはいらっしゃるのじゃないかと思っています。教育はこのような形で少しずつ、前を向いて、変わってきています。その教育の成果がちょっとずつ現れているなと思うのは、生徒の反応・子どもたちの反応です。法教育に 10 年以上携わっている中で、生徒が議論の場というのに慣れてきているなと思うところはあります。それはおそらく、小中学校の先生方が指導してこられた賜物だと思っています。

先ほど、法教育というのは法律の専門性を前提にしないというところがあったと思います。そういう開かれた法教育を学ぶための素地が、高校入学時点で既に一定程度は培われているのだと思います。基本的に先生たちって、生徒が変われば変わっていくものだとは思います。だから生徒が変わってきている現状を踏まえると、個人的には日本の教育の未来は明るいのじゃないかと思っています。以上です。

〇江原様　ありがとうございます。我々も出前授業などで学生の方とお会いする機会がありますが、自分が子どもの頃と比べても先生に教えていただいたように、議論をすること、話し合いをすることに抵抗感がない。話し合いをすることに慣れている姿勢があると感じる場面が多いなと思います。法務省としましては、今後も必要な法教育教材の作成、検討にも力を入れてまいりたいなと思っております。今後どのような法教育教材が期待されるか、自由なご意見をお聞かせいただきたいと思います。藤田先生いかがでしょうか？

〇藤田様　法という概念や考え方などをきちんと伝えていきたいなと思っていますが、今日体験していただいたような教材はかなりいいと思います。いろいろご意見を出されていましたが、そこには正解はないわけで、そこに向かって議論していったという経験が大事だろうと思います。ただそのためには、教材そのものがある程度リアリティがなければいけないし、それから我々の目標に向かっての発問になってなければいけない。これを 1 人で考えるのは大変です。そこで法務省で専門の先生方を集めてお知恵を絞っていただき、これまでの授業のやり方や、しっかり目的を持って活用できるような、そんなブラッシュアップされた教材があったらとてもありがたいなと思っております。以上です。

〇江原様　ありがとうございます。リアリティのあるというご発言もありましたが、社会の状況なども見ながら、満足することなく新しい教材や、もしくは今ある教材の改訂などについても検討を続けてまいりたいと思っております。

続いて二つ目のテーマに移りたいと思います。二つ目のテーマは「外部人材と連携した法教育の実践とその課題」です。第 1 部の基調講演でも先生に教えていただきましたが、教員の方々がご自身で行われる、法教育の実践というものもあるでしょうし、教員の方お 1 人ではできないところについて外部人材を活用していただくといったことも可能だとは思います。

法教育のあり方は様々ですが、我々法務省もそうですし、実は弁護士・裁判官・検察官の法曹三者、あるいは司法書士会や行政書士会といった法律関係士業、NPO 法人などの民間団体など、法教育を提供している団体というのは様々存在しております。本日の登壇者には法曹三者と法務省職員のみですが、法律実務家が登壇しておりますので、それぞれの立場からどういった法教育を企画提供しているのか、その内容や周知、広報の取組・課題などについても共有できたらなと思っております。

まずは、佐藤先生。先生は埼玉県弁護士会にご所属されておりますが、法教育を教育現場で提供することについて、どのような取組をされているのか簡単に教えていただけますでしょうか？

○佐藤様　日本弁護士連合会の市民のための法教育委員会にも所属しておりますので、日弁連の取組と当会の埼玉弁護士会の取組、両方についてご説明させていただきたいと思います。日本弁護士連合会の取組としては、学校にお伺いするものとそうでないものがあります。

まず一つ目は、法教育セミナーというセミナーを行っております。こちらは、教員や弁護士など法教育に取り組む方々を対象としたセミナーになっておりまして、具体的な内容としては講話や模擬調停・講演や模擬授業、各種報告として小中高大学での法教育の取組をご紹介しております。例年 5 月の第 3 土曜日に開催しておりまして、オンラインの他、現地開催でも行っておりまして、本年は奈良弁護士会の会館をお借りして実施しました。それ以前には東京・香川・つくばなど、日本各地で行っております。

続きまして、高校生模擬裁判選手権大会という大会を開催しております。こちらをタイトルの通り高校生を対象とした大会になっております。刑事事件を題材として、高校生自身が検察官、あるいは弁護人になって主張立証・証人尋問・被告人質問などを行う内容になっております。実際に刑事事件の台座のような資料を読み込んでいただいて、生徒さん自身に考えていただきますが、その支援をするために弁護士や検察官の方に学校にお伺いして、生徒さんにご指導を行っております。

続きまして、埼玉弁護士会の活動についてご紹介させていただきます。まず一つ目は学校にお伺いする講師派遣という取組を行っております。当会においては例年 2 月から 3 月頃に埼玉県内の全小中高大に講師派遣のご案内の書類をお送りしていまして、また当会のウェブサイトに講師派遣の Web ページを開設して、オンライン上でも申し込みが受け付け可能になっています。

具体的な内容としては、法教育を担当する委員会においては、グループディスカッションやディベート、模擬裁判、その他ご要望いただければ基本的には何でも対応するような形をとっております。小学校で行うことが多く、実際例としては、クラスの席替えの方法を決めたり、あとは昼休み時間のバスケットコートの使い方を考えたり、子どもたちが身近に疑問を持っている問題について、みんなで一緒に考えるような取組を行っております。

続きまして、夏休みなど長期休暇に特別なイベントを弁護士会で行うこともあります。当会においては 8 月の 7 日 8 日にイベントを開催しまして、当会では対象年齢に制限なく、一般の市民の方々も参加できるような内容になっております。弁護士会の各分野のスペシャリストから話を聞けるブースを設けたり、法曹三者のインタビュー企画とか、施設訪問などをやりました。以上となります。

○江原様　ありがとうございます。続いて加藤さん。各地方の裁判所ではどのような取組をしているのかご紹介いただけますでしょうか？

○加藤様　裁判所の取組について、紹介させていただこうと思います。裁判所は全国各地にございますが、各裁判所においては、様々な取組をされていると聞いております。主なところで申し上げると出前授業をやっておりまして、各学校等に裁判官を派遣して、司法制度、一般の仕組みの話や、民事裁判、刑事裁判の仕組み、裁判員裁判に関するものなど、各要望に応じて実施しているところでございます。

それから模擬裁判等もやってございます。この夏休みの時期ですと報道等もされておりますが、各地の裁判所において小学校中学校の生徒さんに来ていただいて、実際に模擬裁判をやっていただきます。裁判所ですので、本物の法廷を使っていただけるほか、裁判官の場合は弁護士と検察官と違って法服があり、本物の法服を着用する体験ができるということで非常に好評でございます。そういった企画等

もやっておるところでございます。

それから、法廷傍聴に来ていただくということもあります。これも随時、各地の裁判所で受け付けておりまして、ご希望があれば実際の事件を傍聴していただけます。基本的に裁判所は誰でも、いつでも傍聴して構わないということになっていますので、その一環で来ていただくことから、申し込みは全く不要です。適宜来ていただき、行われている事件を探して傍聴していただくということになります。東京だと東京地裁本庁、それから東京地裁立川支部もございますし、各地の裁判所で公開の法廷でやっている事件は誰でも見ることができます。ただ、申し込んでいただければ、例えば、傍聴していただいた後、事件について裁判官から説明を受けることができるということもあります。

それから、裁判員裁判というものがあり、一定の重大な刑事事件については、裁判官だけではなくて一般の市民にも裁判員という形で入っていただいて、事件を審理することになります。裁判員裁判は、一般の市民の方々のご理解がないと難しい制度でございますので、理解を進めていただけるような様々な広報活動等もやってございます。これも法教育の一環と位置づけられるのかなと思っております。

課題はいろいろございますけれども、裁判そのもののイメージというところも関連するかもしれませんが、紛争トラブル、刑事事件等々というイメージから、どうしても裁判には関わりたくないというところが一般の方のイメージとしてあるのかもしれないと思っています。しかし、先ほどお話した裁判員制度であれば、一般の市民の方で選ばれた方には刑事裁判に関わっていただくっていうこともございますし、トラブルに巻き込まれた際にはこうなっているのですよっていうのをご理解いただくという意味でも、やはり裁判について関心を持っていただきたいというところがございます。

それから、もう一つは、裁判所に限らないのですけれども、司法そのものに興味・関心を持っていただくということが非常に重要だと思っておりまして、ひいてはそういう裁判官を含め法曹という進路に魅力を感じていただきたいと考えているところも大きいのかなと思っております。司法というものに興味関心を持っていただいてそこからの法曹という進路もぜひご検討いただく、裁判官という進路も視野に入れていただくということが非常に重要だと裁判所としては思っておるところでございます。ですので、ぜひ出前授業や法廷傍聴など、各地の裁判所に遠慮なく申し込んでいただければなと思っております。私からは以上です。

〇江原様　ありがとうございます。検察庁の取組についても簡単にご紹介しようかなと思っています。検察庁も各地方一つ、もしくは支部も入れますと大きいところで二つ三つ検察庁がございます。各地方の検察庁において、「検察官がどんな仕事をしているのか」そもそも「どんな生き物なのか」といったことは検察庁としても行っているところであります。また、お仕事の内容として、取調べを見ていただくわけにはいかないですが、裁判所の方で法廷傍聴に一緒に行っていただきまして、まず公判活動を見ていただいた後、「どういう考えでどういう活動をしていたのか」「こういうことを検察官が言っていたときっていうのは、検察官っていうのはどういうことを考えているのか」など、どういった法律に基づいてどういう活動をしているのかといったことをお話させていただくといったようなこともしております。

また、中学生とか高校生の方が体験にくることが多いのですけれども、将来の進路というのもありますし、「どういった勉強をしているのですか」といった真面目な質問に始まり、「検察官をしていてつらいことは何ですか」。あと、裁判官もそうなのですが検察官も全国異動なのです。2 年に 1 回ぐらい全国を転勤して行きまして、私も南は名古屋までしか行ったことがないのですが、北は北海道まで行っ

たことがあります。そういったことで「転勤生活ってつらくないのですか」や、「嫌になったりしませんか」「嫌になったときはどうやってストレス発散するのですか」など。自由な質問に答えるなどといったようなこともしております。

また、課題というか加藤さんがおっしゃっていたこととも大体同じような形かなと思うのですけれども、検察官ってこういったセミナーの場でお会いさせていただくのは皆さんも構えないと思うのですが、基本的に検察官が出てくる場面っていうのはよくない場面。誰かが悪いことをしないと出てこないので、そもそも「どんな人なのだろうか」など、子どもたちから見ると得体のしれないよくわからないけど、何だか悪そうなイメージ。見学に行きたいなと思ったときでも検察庁って見学なんか行けるのというイメージなんじゃないかなと思います。

そういったところで、広報活動については、検察庁としても課題を感じているところでありますし、法曹実務家の一員として、もう少し身近に感じていただけるようにならなきゃいけないかなというふうには思っております。

また最後に、法務省の職員として法務省の取組を五月雨式にご紹介をさせていただきましたが、一つ法教育教材を作成・公開している。もう一つはセミナーや子ども向けの模擬裁判やってみたりだとか、そういったイベントに出ているのが一つ。

それから三つ目。出前授業・出前教室というのをやっております。ご依頼いただきまして、例えば「模擬裁判やってほしい」。最近ですと、夏休み前なので、「社会生活していく上でこういったことに気をつけた方がいい」っていうのを法曹実務家の立場や、法教育の立場。人権に関係していきますと、最近は SNS 上のトラブルなど。そういったものの対処方法をご依頼いただくので、いただいたテーマに沿った形で授業を提供するということをやっております。

これは法務省のホームページに出前教室の問い合わせ窓口が載っておりまして、メールでも電話でもお受けできるのですが、「こういったことをしてもらいたいけれども、こういった日にちで出前授業来てもらえませんか」ということをご依頼いただければこちらの方で検討して、適切な部署に回して、出前授業で教室に伺わせていただくということをやっておりますのでご興味ありましたら、ぜひ、法務省ホームページの方にアクセスしていただければなと思っております。

法曹三者なのですけれども、こういった外部人材が提供しているものを活用して、法教育の授業を実施していくということも可能なところです。こういった外部人材と連携した法教育授業の実践例について、検討と課題についてご登壇者の教員の先生方に教えていただこうと思います。まず窪先生。外部人材と連携した授業を実施されたことはありますでしょうか？ありましたら具体的にどのような連携をされたのか教えていただけますでしょうか？

〇窪様　あります。基調講演の中でもお話した例では弁護士さんでしたが、同じような形で裁判官の方にお願いして来ていただいたということもありました。今お話伺っていて、いろいろな形で出前教室をお願いできるなというのを改めて感じたところです。ホームページを見てここに依頼をして、そしてこんな内容で授業をアレンジしてくださいなんていうこともお願いしやすいなと思いました。SNS のトラブル、これはもうたくさん起きますのでそれを扱ったトラブル回避や、被害に遭ったときにこんなことをしていくといいのだよ。それを法的に解説してもらうような授業など。今お聞きしていた中でも、ぜひまた学校でこんなふうにお招きしたいななんてアイデアが湧いてきましたが、参加者の皆様いかがでしたでしょうか？いろいろアクセスできそうですよね。

今提供していただいた中でも、専門家の方に関与してもらって授業を作るということができそうだな

と感じます。同時に、学校の教員として難しい面についてお話していきたいと思うのですが、例えば自分が担任する学年が 3 クラスあれば、同じような授業を自分が担任するクラスだけで行うわけにはいきませんので 3 クラス同じような授業をしていかなきゃいけないと。そうすると 3 人の教員で相談をしたり、時間割の調整をしなきゃいけないということが起きます。

それからお招きするときに、費用はかかるのでしょうか？ここ結構大きなポイントで謝礼をお支払いするとなるとその出所はどうするのかという問題が起きます。もちろん学校にもそういった講師謝礼の予算って配当されていると思いますが、大体どんな授業にどう使うかっていうのは計画を立ててやっていくので、お金がない、来年また計画立てて呼びましょうなんていうことになると、その来年がいつ来るかわからない。そんなこともあります。ですので費用が無償だと大変ありがたく、一方で無償だとその持続可能性がないということもあると思うので、であれば出前授業の取組なんかは、毎年継続してその学校で行って予算化してお招きしていくっていうことが大事かなと思います。

あと、小学校 6 年生の授業をご紹介しましたが、そこで講師の方をお呼びするというときの特有の難しさをお伝えします。学習指導要領が平成 29 年のところで改訂になったときに、この憲法とか政治の学習っていうのがこれまでは歴史を勉強した後に教えていくことになっていたので、大体学校どこも 11 月や 12 月に扱うものでした。ゲストの方をお招きするとなれば、学年で相談したり交渉したりするので、2〜3 ヶ月前ぐらいから準備を始めていきます。11 月や 12 月にお招きするのであれば夏休みの時間があるところで連絡を取ったり、お願いができます。

この学習指導要領改訂になったところで、政治や憲法の学習が歴史の前に来ることになりました。そうすると行うのは 4 月や 5 月という時期です。そうすると、ゲストをお招きするために準備するのは 2 月・1 月となります。小学校も来年はどの学年を担任するかっていうのは基本的にわかりませんので、蓋を開けて見て 4 月にゲストをお招きするというのがすごく難しくなったというところはあります。そういう意味でも学校として計画的にゲストをお願いしていくっていうような体制を作っていくといいかなと思います。以上です。

〇江原様　ありがとうございます。久世先生はいかがでしょうか？同じ質問になりますが外部人材と連携した授業としてどんなご経験がありますか。またその際ご苦労された点がありましたら教えてください。

〇久世様　私も弁護士の方と連携した授業を複数回実施したことがありまして、割と多いのは概念を理解させるための事例として、判例を様々挙げていただくっていうような形の授業が多かったかなと思います。そのときに弁護士の方が連携する上で、こちらがありがたかったなと思うのは、先ほど申し上げた学習指導要領という我々が準拠しているものをしっかり読んで授業に臨んでくださったっていうようなところです。現場教員としてやっぱり外部の法律専門家の方にそこまで踏み込んでいただけたのは大変ありがたかったかなと思っていますし、今はそういうような形で深く連携していくところなんかがすごく良いなというふうに思う次第です。

併せて苦労した・課題だなと感じた点ですが、この課題に関しては私の所属校のお話ではなくて研究会に所属していろんな学校の先生に伺った上でのお話だと思ってお聞きいただけたらと思うのですが、基本的には先ほど窪先生がおっしゃられたことと同じで、内容的な課題というよりかはやっぱり手続き上の課題が大きいかなと思います。本当に公に正しく実施するというところをどこまで突き詰めるのかっていうところなのかなと思います。

具体的に言うと、先ほど窪先生もおっしゃったのですけれども、特定のクラスだけじゃなくて、全てのクラスで、公平に実施するような必要が生じたり、翌年度以降も継続して、実施ができるような形に整えなければいけなかったり、連携先が偏らないようにどうしてこの団体と連携するのかというところの中で、他の団体とも今後連携していく必要性が生じたり、といった点です。偏りがあるもの、特定のクラスだけを対象にしたもの、今年度限定のもの、になってしまうと公平性を欠くのではないかという指摘が、他の先生から上がることがあって、これは私だけじゃなくて複数の先生が感じられている課題だと研究会の場でも確認しました。内容的なことというよりかは手続き的なことが課題としては多いのかなと思います。以上です。

○江原様　ありがとうございます。今お二方にいただいたご意見について、いくつ補足的にご質問しようかなと思います。窪先生が課題としてご発言いただいた費用の点なのですが、ちなみに弁護士会にこういった授業をお願いするってなったときの費用というのはどんな感じになっていますでしょうか？

○佐藤様　この費用については各地域の弁護士会次第ということになっておりまして、当会では講師派遣は基本的に全て無料でやっております。多分全体会に講師派遣の Web ページが設定されているわけではないのですが、ご所属の学校の地域の弁護士会の Web サイト開いていただけると、講師派遣のサイトがあるところが多いので、お手数なのですけれども費用面を確認していただけると安心かなと思います。

○江原様　ありがとうございます。窪先生、久世先生、両名からご意見いただいたところですが、3 クラスあったときの公平性について、一度にできればいいけども、たくさん学生さんがいらっしゃるときに何回かに分けて同じ授業をしていただく、そういったことについてはリクエストしたときには答えていただけるものなのでしょうか？

○佐藤様　例えばいじめ予防授業ですと、当会の場合クラス単位で実施するということになっていますので、学校側と調整させていただいて、全てのクラスに実施しております。法教育の授業に関しても、可能であれば同じ日に全クラスやったりとか、5 クラスあると 1 時間目から 5 時間目までずっとやったり、同じ日に難しいという場合には 2 日に分けて実施したりすることもあります。

○江原様　ありがとうございます。同じ点ちょっと補足でお聞きするのですが、裁判所にお願いする際は費用の点についてはどうなりますでしょうか？

○加藤様　費用かかりませんので、遠慮なく申し込んでいただければと思います。

○江原様　検察庁と法務省も費用については基本的にはいただいておりません。また、裁判所もそうかと思いますが、確かに、業務の関係で同じ授業を何回かに分けてってなかなか難しいときもあるかもしれないけれども、まずリクエストいただいてご相談いただくのがいいかなと思っております。

○江原様　お話に戻りますが、藤田先生は外部人材と連携した授業のご経験自体はないとはお聞きしていますが、もしも今後そのような授業を実施する場合、どのような点に課題があると思われるでしょう

か？

〇藤田様　法教育に関しては全くないのですけれども、今先生方がおっしゃった中に課題がいっぱい出てきたと思います。まずは公平性。久世先生がおっしゃっていましたけれども、例えば 5 クラスの社会科でやるとして、5 クラス担当していたらできれば 1 日にまとめてできるのが理想だとは思いますが、現実的に厳しい。例えば同じ授業が 1 週間の中で 1 クラスずつ、月曜から金曜までになってしまうことが起こり得る。それを調整することは可能といえば可能だけども、学校全体の先生方に協力してもらって、社会科がやるならかなりの交渉をしないといけない。それはかなり手間なのです。相談次第だということはおっしゃっていただいたので相談をしてみようとは思いますが、すごく大変だなっていうのが一つ。

　また、お申し込みには、1～2 ヶ月前にはこの日でお願いしますって頼まなきゃいけないと思うのですけども、例えば、総合的な学習の時間や道徳の時間であれば、可能だと思います。教材あるいは授業の中で、例えば弁護士の先生や裁判官の方、検察官の方にアドバイスをいただく。あるいは結論を聞いていただいて、こういう考え方ができるんだよなどアドバイスをいただく。これは教員にはなかなかできない。でも専門家の方にお話していただければ子どもたちもすごく印象に残る。そういった授業を考えたときに 1 日にギュッとまとめるのが厳しかったりするのです。そういう点が課題であり、何とか相談をしながら進めていけたら。

　ただ授業だけやっているわけではなく、部活があったり、行事の準備をしたり、生活指導など。中学校なんていろいろあるので、なかなかそこに踏み込めない方が多いのだろうと。私も実はその 1 人で、そこが一つ大きな課題かなと思っております。以上です。

〇江原様　ありがとうございます。限られた時間の中でやらなければいけないことがたくさんあるという状況の中で負担軽減を押していくためにもどういったアプローチが必要なのかといったことは我々も考えなければいけないところであるというふうに認識しております。

　一方で講師を派遣する立場からなのですが、どのような点に課題を感じているのか佐藤先生、いかがでしょうか？

〇佐藤様　課題として切羽詰まっているのが、ご依頼がなかなかいただけないというところです。基本的に弁護士会は講師派遣をぜひやりたいと思っている単位会がほとんどだと思います。それぞれの弁護士会が広報を工夫して、毎年申込用紙をお送りしているのですけれども、なかなか法教育に関しては、ご依頼が少ない。難しいのかもしれないのですけど、何をやっているのかイメージがつかないっていうのもきっとあると思います。どうしたらお申し込みをいただけるのかというところに課題を感じております。他方で 1 回ご依頼をいただいた学校や法教育ってこういうものなのだっていうふうにご理解してくださった先生からは毎年ご依頼をいただいていて、継続的な取組ができている学校もございます。

　続いて課題として感じているのが、先ほどの先生方からもお話があった通り、法教育の実践ってやっぱり先生の負担がすごく重い。先生方の負担をどうしたら軽減できるのかということ。まず、法教育についてはイメージがあまり湧かないというものあると思うので、まず何をするのかっていうところの外部講師と、教員とのやり取り、ディスカッションをさせていただいて、ミーティングを重ねるっていうことがあります。あとはこれで進めましょうとなった場合に教材が必要になってきて、学校それぞれのご事情とかもあると思うので、それぞれでワークシートを作る必要があります。

慣れている弁護士であれば弁護士の方で作りますっていうこともありますが、慣れていない弁護士だとどうすれば教育効果が高いワークシートを作れるのかっていうのがわからない。教育者ではないので、その教育的な観点が薄い部分があり、そういった教材作りでもご負担をおかけしているなと感じることがあります。

実際、授業いきましょうっていった場合にはグループディスカッションをすることも多いので、グループ編成にご配慮いただいたりすることも貴重なお時間をいただいているなと感じています。なのでまずその課題としては、どうしたら依頼をいただけるのかというところと、先生方のご負担軽減をどうすればいいのかというところに課題を感じております。以上です。

○江原様　ありがとうございます。先生に教えていただいたどうしたら「ご依頼いただけるのか」「どうやって知っていただけるのか」といったところについては、我々法務省も大きな課題があるというふうに感じているところであります。また、現場教員の方々の負担軽減という点にも関係するとは思うのですけれども、今教えていただいたように実際の授業の場面。来ていただくまでの準備段階に外部人材と連携した法教育授業を行うためにまずアクセス。それからどういった授業をするかということをご相談させていただく。どのようなメニューを提供できるのか、どうやって頼んでいただくのか、誰がどうやって調整するのか、そういったところにも大きな負担、課題があるというふうに考える方もいらっしゃると思います。我々もそこには大きな問題がまだまだあると思っております。我々としましてはそういった現場の負担や外部人材と教育現場とのミスマッチをどう解決していけばいいのかといったことも、これからの法教育の進展・発展のために考えていかなければいけない課題であると認識しています。

例えば、法教育を実践する各団体や機関と学校現場との間に入り、ニーズに応じた法教育メニューを提案する橋渡しをする役を各地域に配置するというような案も考えられるところです。このような各団体と学校現場との間に橋渡し役を何らかの形で配置することについてご意見、ご要望がありましたら教えていただきたいなと思っております。まず窪先生、お願いできますでしょうか？

○窪様　コーディネーターのような機関があったら本当にいいなと思います。全ての学校で扱う内容について、こんな形で協力できますというのは本当にいいなと思います。ではどういう単位でおくのかなと。市区町村単位なのか、都道府県単位なのか、そういったところがまた具体性を持たせていくために考えないといけないとは思います。

あと、お話聞いていまして、なかなか学校と専門家との間を取り持っていく中で打ち合わせも準備も大変だという議論はよくわかりますが、法教育に限ったことではないなとも思います。どこか見学先や児童・生徒を外に連れて行くとか、外部の協力を得て授業をするっていうのは、当然一定程度の準備が必要なので、それは教員の仕事の範囲でもあると思います。

そこを全て削って授業はできないと思いますので、極力負担を減らしていくという考えには賛成なのですけれども、ゼロにするっていうことはできないと思いますし、なってはいけないと思います。

例えば、なかなかご依頼が来ないなんて「そうなんですか」と意外な思いもしたのですけども、先生方もゼロからインターネットのホームページを調べて、こういうことをしたいという強い思いがある方はできるかもしれませんが、そうじゃないときにどう依頼していくかと考えると、一度やったことのある方から良い評判を聞いて、こんなふうにしたらできるようなんていう口コミもとても大きいと思います。

それから、本日のセミナーにお集まりの先生方で、きっと実践されている方もいらっしゃるかと思いますし、今日聞いてみて「そうなのだ。埼玉県の弁護士会に連絡取ってみればできるかもしれない」と思われた方もいると思うので、そういった方が行ったことが広めていかれるといいかな。地道ですが、口コミっていうところもとても大きいのじゃないかと思います。

コーディネーターさんがいるといいとは思うのですが、難しい場合も準備についてある程度平準化できていて、それが学校に提供できていけるっていうのは実現可能なところかなと思いました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。確かに先日お伺いした出前教室・出前授業でお世話になった先生は、以前、過去のセミナーに参加していただき、そこで出前授業をやっているということを知ったので連絡してみましたということでした。そういった形で広まっていくというところも大きな手段なのだろうなというのを実感しているところであります。続いて、藤田先生にも同じ質問でお伺いします。先ほどの橋渡し役を配置することについて何かご意見・ご要望がありましたら教えてください。

○藤田様　私も橋渡し役のコーディネーター的なものがあれば非常にありがたいなと思います。窪先生がおっしゃる通りです。とはいえ最後はこちらが工夫をしなければいけない、調整しなければいけないところもありますので、当然負担はありますが、「どこに頼んだらいいかわからない」というよりも、例えば、弁護士の先生や裁判官の方、検察の方に一括指定をし、振り分けてくれるとか。今だと、どれかに行かなきゃいけない状態なので、一つにまとめていただけるととてもありがたいなと思います。

今、窪先生が口コミの話をされていたのですけど、私たち公立の教員は異動が多いので、いろんなことを広めます。中学の場合、法教育といえば社会科の教員が反応するとは思いますが、先ほどから申し上げている通り、総合的な学習の時間や探究の時間というのも徐々にあちこちで広まっていくと思います。そういったところで何の内容をやったらいいかわからないっていうニーズがあると思います。社会科の教員だけではなくて、他の教科の先生も担当している場合があるので、そういったところにも今後は情報が広まっていけばだんだん需要が出てくるのじゃないかなと思いました。以上です。

○江原様　ありがとうございます。最後に久世先生にも同じことをお聞きしたいと思います。橋渡し役について何かご意見・ご要望がありましたら教えてください。

○久世様　今の 2 人の先生方と同じで、すごくいいなと思いました。ただ一方でその橋渡し役の方が一過性のゲストみたいな役割しか担えない場合には、法教育を実践する団体や機関と教員が直接やり取りした方がより効率的に実現してしまうような可能性もあるのかなと思います。

NPO や学生団体によるものも含めると、既に法教育教材ってたくさん世に出ているので、そういったことも踏まえて、橋渡し役を介した方がより良いなと感じさせるような工夫が必要かもしれないなと思います。

例えば、先ほど公正性の確保が課題だなんて申し上げましたが、場合によってはいろんな法教育メニューを用意する中で、一部公的にお墨付きを与えるような役割まで担っていただけると、現場教員としては連携先を探す手間が省ける部分もあるのかなと思います。個人的には、教員がその団体に丸投げしていくという方向性よりかは、むしろ第三者的な立場を介することで公正性がより確保されていくっていうような方向の方が、私が先ほど課題として挙げたことに即すので、そっちを優先していただける

とありがたいかななんて思います。
　そのような役割というのは第三者的な立場の人しか担えない部分なんじゃないかなと思うからです。いろんな先生方の意見があるところで、一つの意見として違うアプローチで述べさせていただきました。以上です。

〇江原様　ありがとうございます。いろんなご意見ありがとうございました。さて、ここまで登壇者の皆様と様々な意見を交換してまいりましたが、参加者の皆様との意見交換、質疑応答に移りたいと思います。本日のこのクロストークの内容についてでも良いですし、今日１日を通してのご質問でも良いです。またあまり会うことのないあの法曹三者も登壇しておりますのでどんなことでもざっくばらんにご質問いただければと思います。挙手いただければマイクを回していきますので、何かございますでしょうか？どうでしょう？なかなか聞く機会もないかなとは思いますが、よろしくお願いします。

〇参加者　自分が法教育についての知識があんまりないなって思うので、そういった知識をどうやってつけていったのか伺いたいです。

〇江原様　ありがとうございます。これは教員の方々に教えていただこうかなと思います。では近いところで窪先生いかがでしょうか？

〇窪様　ご質問ありがとうございます。私も十分じゃないなって思っています。捉えるのは本当に難しい。難しいというか広いものを言っていると思います。お感じになるかもしれませんが、今日の議論を通しても、これが法教育ですよっていうことじゃなくて、とても広いものをいろいろな角度から見ているのですけど、目指しているところは法律の専門家じゃない人に法や司法制度のこと、背景にある価値観とか思考を考えながら身につけていってもらいましょうっていうものだと思います。なので、ぜひ自信をなくされることなく、ご自身が大切にされる法や司法制度のことや、その背景にある価値というものをまずベースに置いてもらって、ご自分の立場からどんなことができるかなって考えていくのが、今の私は大事にしたいなって思っているところです。
　勉強方法っていうことだと、この法教育セミナーにいらしたっていうことで、ものすごい大きな第一歩踏み込んでいると思います。きっと来年も再来年もこのセミナーの企画って、法務省さん続けてくださると思うのですけど、毎年夏にお会いできたら、進歩していくと思います。あと、法と教育学会という学会もありまして、9 月の第 1 日曜日に毎年全国大会が開かれます。検索していただければ、研究者の集まりも出てきます。
　それから法教育に関する書籍は検索したらものすごくたくさんありますので、その中からご自分に合うものをまず 1 冊手に取っていくっていうこともいいかなと思います。以上です。

〇江原様　ありがとうございます。いろいろなご立場からご意見いただけたらなと思います。続いて藤田先生いかがでしょうか？

〇藤田様　私も大学は人文学部社会学科卒で、全くもって法律の勉強したわけではありません。授業の中でどうしても法律について、裁判の仕組みを教えなきゃいけないので、どうやって教えるかという勉強している感じです。それが法教育っていう一部に一致するところがあると考えております。先ほど

から窪先生もおっしゃっていたように法教育って非常に広い概念なので、例えば私は、中学校の社会科を教えるという必要性からやっているわけですが、総合的な学習の時間担当になっちゃって何をやったらいいだろうとかでもいいのじゃないかなと思います。

例えば中学校の社会科の学習指導要領の解説の方で、法律についてはこういったこと、法の支配や個人の尊重、立憲主義。そういった概念を子どもたちに身につけさせてくださいとなっているので、効果的に学習させるかを考えていくと教材が非常に役に立つなと考えている次第です。ですから、必要に迫られて、勉強しているというところでしょうか？以上です。

〇江原様　ありがとうございます。それでは久世先生いかがでしょうか？

〇久世様　私も 2 人がおっしゃったこととすごく近くて、まずそもそも法教育って法律の専門性をそこまで前提にはしていませんよね。だから学ぼうとする気持ちがまずは大切だと思っています。それと併せて、そもそも自分が法教育をどうして勉強しようと思ったのかという原点に立ち返って、それを契機にして、自分で学んでいくということが大切なことなのじゃないかと思います。

先ほど橋渡し役のお話の中でも、教員が丸投げにする方向よりもと申し上げましたが、私達教員は生徒に学習を促すような立場でもありますが、一方で今教員に求められているのは一方的に教えるのではなく、一緒に学んでいく伴走者みたいな立場だと思います。ですので、自分が完成された状態で、ゴールで待っている必要はないのかもしれないです。一緒に走っていく、そのためにちょっとだけ先に進む、その一歩が今日だったりするのかもしれません。

出前授業を今日を契機に 1 件頼んでみるもそうですし、そんなふうに法教育をやろうと思ったその気持ちを大切にして、それを契機に学びを深めていくっていうのがすごく健全じゃないかなと思います。やらなきゃいけないというよりは、生徒のためにやりたいという気持ちを大切にしていただけるといいのかなと思いました。以上です。

〇江原様　ありがとうございました。何か他に…、どうぞありがとうございます。

〇参加者　私ども一般社団法人むつみ会という団体から来ておりまして、先ほど最後のテーマでマッチングをするコーディネーター役を今後置くのはどうかというご提案いただいて、まさしくそれをしている団体なのです。私達、実はもう 10 年以上、法教育センターや法教育委員会など、それぞれ三弁護士会と協力し合って学校を開拓し、「こういうニーズがありますけど、どうですか」「この分野だったらあの先生が強いね」とマッチング行っている。そういう意味では草の根でやっていて、すごい手間かかりますが、マッチングを行っています。

あともう一つ、意見の前に情報のシェアをしたいのですが、10 年以上東京三弁護士会で情報を共有している立場から言うと、費用の話。窪先生からお話が出て、まさしくその通りです。「どうですか。お宅の学校でしませんか」って言ったときに、最近ニーズが高いのがいじめの授業です。そうなると三弁護士会が足並み揃え、1 万～1 万 5000 円で対応しております。昔は東弁から始まってだんだん一弁二弁と足並み揃えていきましたが、あまりにも東弁が多い。確か年間数百お申し出があるとそれが全ていじめ。今回やったようなルール作りや、今の時代だったら多様性について取り組む授業など。実は東弁あたりもいっぱい持っていますが、大体集中して 3 月。あまりにも来るので、弁護士たちの負担も大きい。持ち出しがあまりにも多い。それで有料化になったっていう流れがあります。

一応三会の弁護士会でいうと、いじめ授業以外は無料ですというところもあります。そういう事情も踏まえて、いろいろな先生方といろいろな授業を見ているのでそのマッチングを地道にやっています。

3人の先生方に質問です。これは佐藤先生の質問に通底しますが、私達が開拓していく中で言われるのがまずお金のこと。それからいろいろと手続きを取らなきゃいけないからっということ。それから私たちがアクセスするのが大体、副校長ぐらいまでで、副校長が「うん」と言えば下ろしてくれる。でも「うん」と言ってくれないと下りない。これどうやったらブレイクスルーできるのかな、どうやったら本当に必要だと思ってらっしゃる実務上の先生方に繋がるのだろうかっていうのを10年やっていて、もう本当にしんどいとこです。教えていただければと思っています。

○江原様　今のご質問なのですが、ご準備できた方からと思うのですけれども、いかがでしょうか？

○窪様　私も見ていて、副校長がうんと言わないというところです。私3月まで副校長だったので、実感を込めてお話したいと思うのですが、学校の窓口、様々なものが入ってくるところが副校長です。この法教育に関してのお誘いというのもあるでしょうし、様々なお誘いやお願いを考えていく場なので、正直なところ全部を取り入れるっていうことはできないところがあります。

この中でどうやって考えてもらうか、担当者に下ろしてもらうか。例えば、受け入れの窓口のところでなかなか下りない理由の一つにどんな効果があるのか、どんな実践ができるのかというイメージが持てないっていうのがあると思います。そうするとそのイメージを持てる一言って何かなと思うと、他の学校での導入例や、「ここでこんなふうにやられていますよ」など。例えば、「同じ地区内の隣の学校でこんなふうにやっています」「他地区でこんなふうにやっています」。そういう一言があると、ぱっとイメージ湧くのです。「なるほど。うちの学校ならこんなふうにお願いできるかな」など、イメージを持ってもらうためには導入例のご紹介っていうのが一つあるとありがたいかなと思います。まずはその副校長のところでお話させていただきました。私からは以上です。

○江原様　ありがとうございます。続いて、いかがでしょうか？

○久世様　高等学校の立場からという形になります。私の感覚なので誤りを含むかもしれないのですが、高等学校は小中学校に比べると、教科担当の先生の裁量が大きくて、教科担当の先生から管理職に上がっていくような形もあると思います。あくまでも私の経験ではありますが、実際に私が「こういった団体と連携したいのですけど」と管理職に持っていったことはあります。

最終的には先ほど申し上げた公平性の確保というところで学校として管理職が判断する形にはなるのかなとは思います。ただ実際に、一部の団体は教科担当の先生が集まる教科の研究会で出前授業の案内を配ったりしています。

今のものがいただいた質問に対する答えですが、それと合わせて高校の教員だから頂いた発言で勉強になったなと思うのは、いじめ予防に対するニーズがすごくあるというところです。そのことについて教育現場の人間として悔しさを感じます。誤認していたらすみません。お金がなくていじめ防止の教育を外部と連携して実施できないケースがあるいうことですか？

○参加者　結果としてそうなのかもしれません。でも1万ですよ。弁護士が5人来ても3人来ても。逆に学校の仕組みを存じ上げないのですごく失礼なことを申し上げると多分手続上の問題だと思いま

す。イレギュラーな支出をするためには、いっぱい稟議書を通して判子をもらって。それを面倒くさがってやってくれないっていうのがあるのかなっていう。その辺は校長の裁量で出してくださる学校もありますけど。話戻りますが、いじめについてはとにかく負担やニーズがえらく、3月にドカッてきちゃうっていうので、有料化の波がダーッときている。そんなに高くないです。だけどそれでもお金を理由にやらないという学校はいっぱいあります。

○久世様　ありがとうございます。

○藤田様　中学校はどっちかというと小学校と似ていますので副校長先生の話は、ぜひ窪先生のお話をご参考にいただければと思います。お金って言われるとおっしゃる通り、年度の当初に予定をしていれば、申請をして通ることは多いです。ただ自治体によって、市区町村単位でやり方が違うのだろうと思います。講師代金をある程度学校予算の中で確保しているところやその都度だったり。そういったところで通常とは違う手続きが必要になってきちゃうところはあります。なので面倒くさいなと思われちゃう。その可能性はあります。

そこをどうすればいいかっていうのは、無料でやっていただくのが一番ありがたいところではありますが、ご事情もわかりましたので。3月に電話をして、来年度いかがですかっていうような単位でやると予算の関係でいいのかもしれないです。以上です。

○江原様　ありがとうございました。今のやり取り、私も大変勉強になりました。

○参加者　今日はありがとうございます。私は今高校の教員で久世先生と同じ仲間なのですが、公共を教えていて主体性という部分が多く出てきているところが多いです。その中で死に関するテーマ。例えば、安楽死や未だに死刑制度についてどう思うのかというテーマがあると思いますが、白黒あまりつけられないところで、子どもたちに誤解を与えないようにここまでだったら教えてもいいのじゃないかというアドバイスをいただけたら嬉しいなと思います。

○江原様　ご質問ありがとうございます。どうしますかね。法曹三者の立場からですかね。

安楽死はおっしゃっている通り答えがない、絶対的な正解がない分野かなと思います。私も高齢者の方々のセミナーにお伺いさせていただいたときに、責任能力の点について是非と聞かれたことがありまして、法律的なところでの正解はお答えすることができますが、それの基となっている思想の部分については私が正解を持っているわけではない。「法律上はこうなっています。それはこういう理由です」とお答えさせていただいた上で、「ただ、諸外国ではこうです」と客観的なご説明を差し上げて、「それについてどう思うかは１人１人の心の中の自由です」っていうところを強調してお答えさせていただきました。

私は教育をしているわけではないのでわかりませんが、おそらく子どもたちは大人に比べても大人からこれが正解という伝え方をされてしまうと、そうなのだと受け止められてしまうところもあるかなと思いますので、法律家の立場から言いますと、正しい法律知識、もしくは考え方として正しいと言えるところと、そこはあなたの心の自由ですよといったところを分けて伝えられるといいかなと思っております。加藤さんいかがでしょうか？

○加藤様　非常に興味深い質問をいただいて感謝しておるところでございます。
　死刑制度についてどう考えるかという法哲学的ではよく議論されるテーマでございまして、いろいろな意見がございます。ですので、そういったいろいろな立場、いろいろな意見を学んでいただくこと自体は非常に重要だと思っておりますし、特に、先ほど私から申し上げた裁判員制度が始まって一般の皆さんとともに裁判について判断していただくということになりましたので、そういったことをやる際に、裁判官からは裁判員になった方々に対して、「そもそも刑事裁判ってどういう仕組みなのでしょうか」というところから始まり、「刑罰というものはどういうものなのでしょうか」というところを基本的なところから一通り説明申し上げるという機会もございます。
　そこでは「そもそも刑罰ってどうしてあるのでしょうか」とか、「どういったところを考えて量刑を判断していくのでしょうか」といったところを一通り説明する機会もございます。そういったところを「死刑」というのを一つの題材にして考えていただくというのは非常に重要なのかなと思っていて、死刑制度を題材に「どうして刑罰あるのでしょうか」「どういったところを考慮して刑罰を科せばいいのでしょうか」「そもそも裁判っていう制度はどういう理由があるのでしょうか」というところを考えていただくのは非常に重要かなと思っております。そこは一つの素材として大いに議論していただく形でやっていただければいいのじゃないかなと思います。以上です。

○江原様　ありがとうございます。佐藤先生いかがでしょうか？

○佐藤様　その授業で何を獲得目標にするかっていうところとの兼ね合いだと思います。おそらくいろいろな資料を読み込んで分析したり、問題についてディスカッションをして、思考重ねていくっていうところが目的かなと思うので、賛成派と反対派とそうじゃない意見があるのかなと思いますが、どれかに偏らないようにそれぞれの意見が平等になるように資料をご準備していただく。各意見の資料をそれなりに準備していただくっていうのがいいのかなと思います。
　私も過去に 1 回だけ安楽死についての授業に参加させていただいたことがあったのですけれども、やっぱり内容がセンシティブですごく深い問題なので、賛成派・反対派それぞれの資料を 10 部以上用意して、それを生徒さんに読み込んでそれを分析して自分の意見を構築して発表するという授業をやったことはあります。
　なので、すごく大事なのはどういう資料を取捨選択して、選ぶかっていうところなのかなと思います。以上です。

○江原様　ありがとうございました。お時間的にもう一方ぐらいかな。ではそちらの方。

○参加者　本日はありがとうございます。今、大学生で実を言うと法律に関係ない服飾学科で学ばせていただいているのですけれども、家庭科の教師免許を取れるということでこちらの授業を紹介してもらった形で参加させていただきました。
　大学の方でも家庭経営や、来年から日本国憲法を扱う授業が入ってきまして、それに対して大学生向けのセミナーをしてもらえるのかなという点、実際授業で学んだ家庭科では服を作ったり、ご飯を作ったりする以外にも、自分たちの生活に関わることを学ぶことが多いので、そういうときにも、家庭科としてこういう法律を扱う授業を小中高でも扱っていただけるのかなと疑問に思いましたので、教えていただけると幸いです。

〇江原様　ありがとうございます。一つ目のご質問なのですが、外部から授業として提供するときに大学などでもそういった提供が可能なのかということでしょうか？

〇参加者　はいそうです。

〇江原様　佐藤先生いかがでしょうか？

〇佐藤様　もちろん可能ですので、ぜひ声をかけていただけると嬉しいです。

〇参加者　ありがとうございます。私個人では言えるかわからないのですけど、一応大学の先生にこういうことがあってこういう話をしてもらえるっていうのは喋ってみようかなとは思っています。

〇加藤様　ウェルカムでございますので、何なりと。私は今裁判所いないですけど、多分大丈夫だと思います。

〇江原様　検察庁も大丈夫です。法務省は学生さんに限らず、大人の方の集まりにも読んでいただいておりますので、どうぞご利用ください。二つ目のご質問は教員の方々に対してですか。

〇参加者　どちらの方にもお願いしたいのですけど、家庭科として法曹の方から授業していただけるのかと、現場で働いている方々が家庭科ではどういう扱いをしてくれるのかなというのが疑問に思ったので質問させていただきました。

〇江原様　承知しました。そしたら、お一方ずつお聞きしようかなと思うのですが、教員の方で家庭科としてこういった法教育の授業使うとしたらどういったことが考えられるのかといったことを教えていただけますでしょうか？久世先生、お願いいたします。

〇久世様　家庭科との連携に関しては、契約の分野等を前提に特に成年年齢の引き下げ等に伴ってホットな話題になっているところがあると思いますので、そういったところで私もぜひ連携したいなと思います。

〇江原様　ありがとうございます。法曹三者の方からなのですけども、先ほどお配りしているような消費者契約や消費者教育に関わるところ。そういったところもリクエストをいただければ法務省としても応えているところであります。裁判所と検察庁は刑事になってしまうので、弁護士会ではいかがでしょうか？

〇佐藤様　弁護士会としてはあまり科目って考えていないので、ご依頼をいただければ派遣をいたします。自分が行っている科目、自分が授業している科目が何かもわからず授業をしていることも結構あるので、あまり弁護士会は気にしていただかなくて大丈夫です。

〇参加者　ありがとうございます。わかりました。家庭科の教師になるか決まっていないのですけど、もしその道に進むとしたら、一度ちょっと思い出してお願いしたいと思います。本日ありがとうございます。

〇江原様　ありがとうございました。ぜひご利用ください。
それではお時間ですのでここまでとさせていただこうと思います。改めてご質問・ご清聴ありがとうございました。また、登壇者の皆様、本日は貴重なご意見、誠にありがとうございました。最後に登壇者の皆様に拍手をお願いいたします。

【6．アンケート集計】

1）現地開催

Q1．本セミナーをどのようにお知りになりましたか（複数選択可）

【回答者数：30 名（内 1 名未回答）】

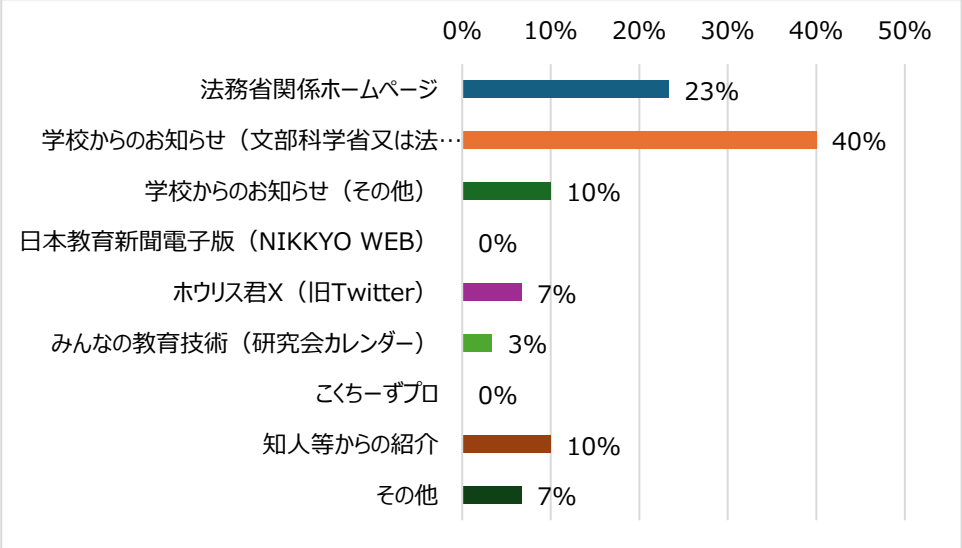

回答	単位：人	単位：率
法務省関係ホームページ	7	23%
学校からのお知らせ（文部科学省又は法務省発出）	12	40%
学校からのお知らせ（その他）	3	10%
日本教育新聞電子版（NIKKYO WEB）	0	0%
ホウリス君 X（旧 Twitter）	2	7%
みんなの教育技術（研究会カレンダー）	1	3%
こくちーずプロ	0	0%
知人等からの紹介	3	10%
その他	2	7%

その他
検索
所属の教育委員会指導課からの情報提供

Q２．基調講演「学校現場における法教育の意義―小学校での取組を中心に―」の内容について

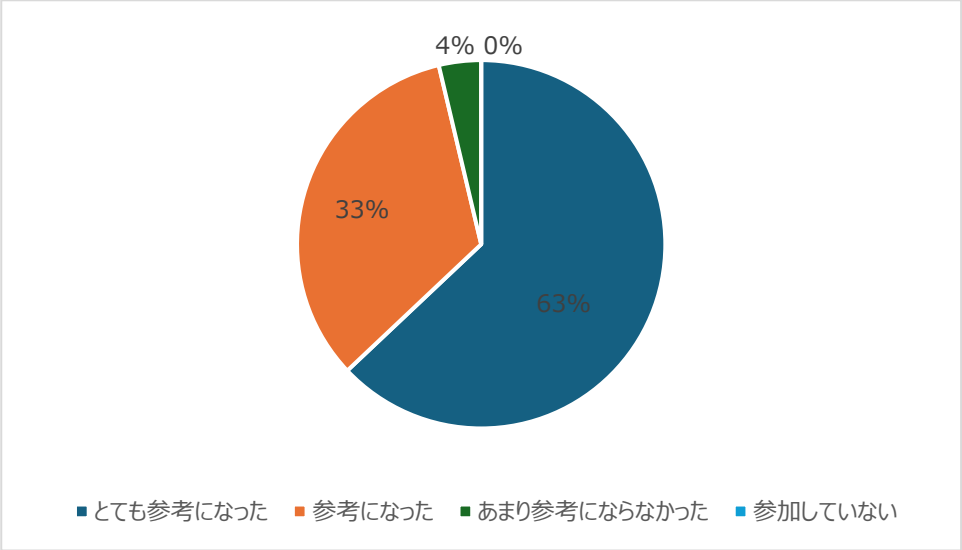

回答	単位：人	単位：率
とても参考になった	17	63%
参考になった	9	33%
あまり参考にならなかった	1	4%
参加していない	0	0%

Q３．基調講演「学校現場における法教育の意義―小学校での取組を中心に―」について、感想を自由にご記入ください。

自由記述
現場の先生からの視点でのお話で、現場の教員として共感するところが大きかったです。ありがとうございました。
児童生徒がとっつきにくい「法」に対して、具体的に落とし込み、身近なものであるということを実感させることの重要性を理解できた。また、「必要感」をもたせること、児童生徒から出た問題から法教育につなげることは自分も重要だと思っていたので、とても共感した。
私も法律を学ぶのが法学部生だけでいいのか、や身近な法律を教育現場で教えれば法律を有効的に使うことができ、消費者トラブルに巻き込まれる人も少なくなりそうなのにという事を考えてこのセミナーに興味を持ったので、窪氏の考え方に共感できました。大学に向けて考えを深めるいい機会になりました。
小学校の段階で法教育する必要性を感じました。公共性はもちろん思考力を身につける上で大切だと思います。
法律系の資格予備校の社員です。もっと一般的・抽象的なものを教えていると思っていました。具体的でおもしろいなと思いました。
法教育に取り組むにあたって、生徒にどのように落とし込むべきなのかという点で身近な法律から生徒に伝えていきたいと考えました。
私は社会科を教えていないのですが、小学校の担任をするなかで、学級のきまり、問題を子供に話し合わせて決めている流れが、法につながっていくことに納得しました。これからも続けます。
わかりやすくご説明いただき、法というものがとても身近なものとして感じられる、事例と法がつながるのをとても感じました。ありがとうございました。

指導要領の中でいろいろなところで法教育が関わっているのだと思いました。学級会で低学年から合意形成問題解決の経験を積んでいます。それが法教育に生かせるといいなと思います。
改めて「法」という視点で見直すきっかけとなりました。また、この法教育という視点で物事をとらえる意識をもつことが客観的な視点で子どもや保護者と関わっていくことができると感じました。 様々な視座、立場になれる教員を育てていきたいと思います。（現在管理職のため）
わからないことを放置せずに子供たちにしっかりと法律や制度の意義や使用方法を教えられるようにすることが大切だと感じた。
自分自身の法律に対する知識がないと感じています。だからこそ、法に関してどのように、何を教えれば良いのか分かりません。 まずは、自分が法を身近に感じられるように意識をかえていきたいと思います。
小学校で法教育に取り組んでいることを知らなかった。身近に起きている事を法と関連付けて考えることは大切だと感じた。
２学期すぐに実践したい！！と思うような内容でした。
中学校の教員をしているため、小学校での事例を知れて、小学校とのつながりを意識した授業を中学校で行いたいと思いました。
とても勉強になりました！法教育の実践の中の課題の部分、どう乗り越えたか知りたかったです。
いざ自分で考えてみると難しく、とても良い機会になった
子どもの成長段階に応じた身近な問題、生活に則した題材から、自分たちで考えてみる。 自分たちで決める、という体験がきまり、ルール、法を守ろう（守るべき）という素地が育まれることにつながるように感じました。
遅刻しまして実際に聴くことができませんでした。アーカイブ視聴ができればお願いいたします。
実践事例について紹介していただいたのがとても役に立った。子どもの声を紹介しながら、教師としてどのように実践すべきか紹介していただき、大変参考になった。
法教育がどのように在るのか、何をもって法教育というのか。 自身の学校でも、法教育の一環として、授業があったが、多くの生徒は寝ているだけでその後学んだことを聞いても語れる生徒は少ないと思う。 どのように法教育を指導していくかが、重要だと思った。
児童の声をもとにした実際の事例のお話がとても興味深かったです。
なぜ、法教育に取り組むのかについて、講師の方のご経験から具体的な場面を取り上げてお話をしてくださったので、とても分かりやすかった。改めて、自分の生活の中に法やきまりがたくさんあることを実感した。 目の前の子どもたちがもっと身近にきまりを感じられるよう自分にできることをやっていきたい。
“法教育”という分野は正直あまり有名なものではないと思っていたので、その大切さや窪先生が感じていらっしゃる良さにとても共感でき、嬉しかった。やはり大切なものであることを痛感したと共に実践例が聞けたのが良かった。
学習指導要領のそれぞれの小学校での取り組みを理解することが出来ました。他の校種のものも知りたいです。
窪先生、本日は貴重なご経験からの講演をありがとうございました。 子どもたちの発達段階におおむねあわせての科目・取組を学ぶことができました。 私は教師ではありませんが、子が学校という（社会にでかけた）学んできた事を家庭ではどのように家族生活・社会生活に落とし込んでいけるのかなと思いながら拝聴しました。

Q４．今後の法教育セミナーで聞いてみたい講演のテーマ等があれば、自由にご記入ください。

自由記述
「法教育」とは何か、という基本知識
中・高での取り組みも聞いてみたいです。
中学校における法教育実践について
消費者法、環境法（企業法）などの身近な法や法律問題（消費者トラブルなど）に関する学校での法教育
担当教員以外の理解促進や学校組織としての取組成功例など法教育実践をご教示頂きたい。
社会問題をからめた裁判例をもとに（LGBT や同性婚）話し合ってみてほしい
高校生向けの取組など。
今回の海水浴のようなテーマが2つ3つあると選べてよいです。また、小学生の視点でシチュエーションがあるとよいです。
実際の授業の様子を知りたい 教員がどうやって専門家と繋がれるようになるのか、持続可能な取り組み例も教えてほしい
法律を読み解くのが難しいと感じられるので、どのように理解すればよいかというセミナーがあれば参加したいと思います。
スクールロイヤーの役割等。どのような相談が多いのか。
基調講演をうかがって、保育実践の中でも法教育－お互いのルールづくりをしているところがあるのかもしれないと思いました。
憲法の重要性をどのように生徒に伝えるか。
子どもの権利、意思表明権、参加権等。SNS・ネット犯罪の加害者、被害者にならないための法教育
法教育教材についてもっと詳しく学んでみたいです。
模擬裁判の実践事例について詳しく聞いてみたいと思う。
弁護士等、法曹側の視点からの法教育について

Q５．法教育教材を使用した実践ワークの内容について

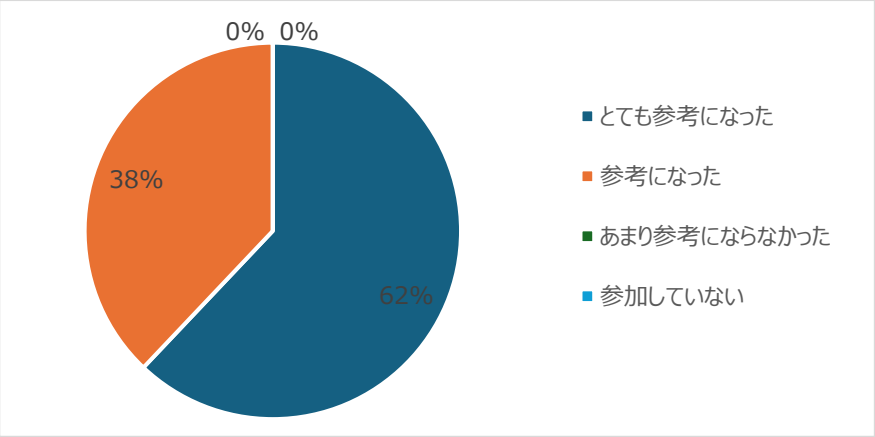

回答	単位：人	単位：率
とても参考になった	18	62%
参考になった	11	38%
あまり参考にならなかった	0	0%
参加していない	0	0%

Q６．グループワークで取り上げた法教育教材のテーマについて

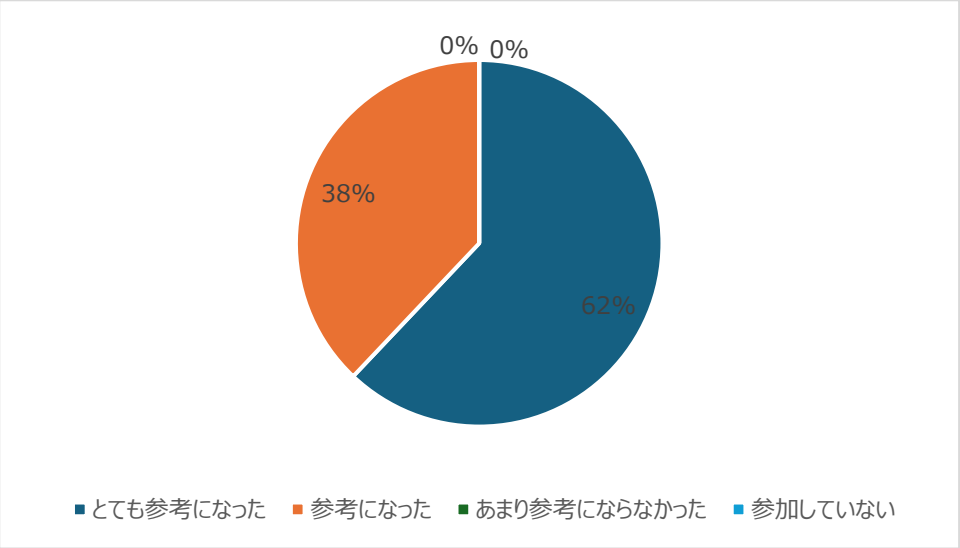

回答	単位：人	単位：率
とても参考になった	18	62%
参考になった	11	38%
あまり参考にならなかった	0	0%
参加していない	0	0%

Q７．クロストーク・意見交換会の内容について

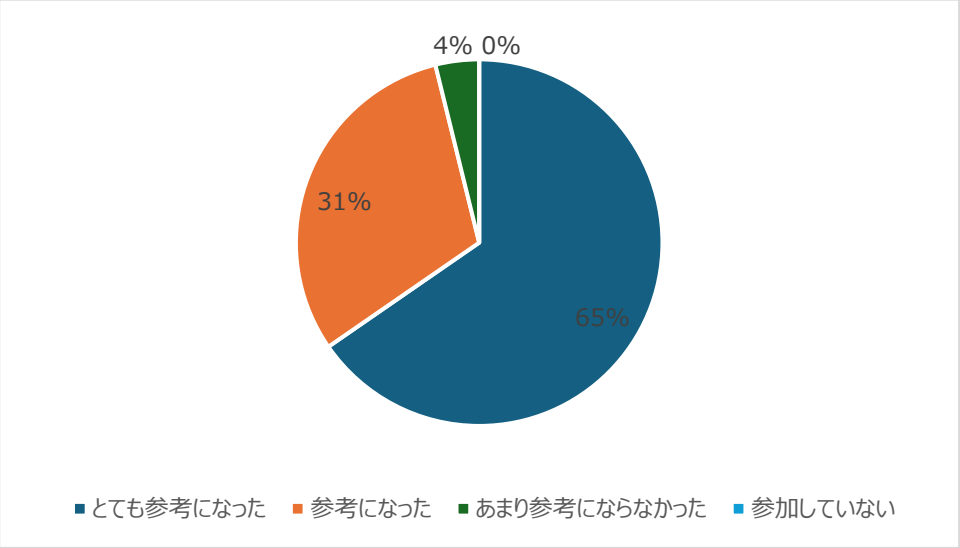

回答	単位：人	単位：率
とても参考になった	17	65%
参考になった	8	31%
あまり参考にならなかった	1	4%
参加していない	0	0%

Q８．意見交換会について、感想を自由にご記入ください。

自由記述
各テーブルに専門家の方々に来ていただけた方がいろいろ聞きやすかったと思います。
法律実務家の方々と教員の方々の双方の視点から様々な意見を伺えて貴庁な機会でした。ありがとうございました。
私は学生なので外部人材利用の課題が授業変更や資金の問題など依頼的なことが多く意外でした。
ありがとうございました。法務省が法教育の実践と促進に尽力していることがよく理解できました。 国民の間で理解が広がるとよいと思います。更に取組が教育課程に明確に「法教育」を単元として入れるべき時期に来ていると思います。
おもしろいとは思うが、モギサイを 30～40 分くらいでやってみてほしかった。全体として大変面白く参加させていただきました。
出前授業についてよく理解できました。
同じような内容をくりかえして聞いている気がしました。もっとルールづくりの話し合いの時間がほしかったです。
様々な立場からの話を聞けたことは大変興味深かった。教材として使い側としても課題や難しさを感じたが、提供する側としても課題を感じ、悩んでいることも分かった。学校としてシステム化していく必要性をお互いの立場から高めていく必要があると感じた。
年代が違う人たちで意見を交換することで、自分にない視点からの意見や年代特有の差がかんじられて、とてもおもしろかった。自分たちが一度、子供たちの立場でものごとを進めるのは、授業を進める上でとても良い効果がえられると思う。
非常に勉強なりました。ありがとうございます。
それぞれ異なった立場からの考えが聞けて良かった。
外部との連携のときの具体的な課題を知れたので予め対処して、連携したいと思いました。 様々な連携先・連携方法があることが知れました。
法教育がなぜ重要なのか、その意義についてもう少し深めてほしかった。
いろいろな人の意見を聞くことができて、おもしろかったです。
生徒対象の法教育だけでなく、教員向け（保護者含む）の法教育、講義（出前授業）もお願いできるのでしょうか？ 学校として、子ども・生徒を守ると同時に学校・教員を守るための法的知識も必要ではないかと感じております。 SSW（所属は教育委員会）に対しても、講義していただくことは可能でしょうか？
とても有意義な時間でした。
学校現場でどのような法教育にかかわって外部と連携した授業が実践できるか明確になった。
それぞれの立場での話を伺うことができ、大変勉強になりました。課題はたくさんあるかもしれないですが、自分でも少しずつ学んでいきたいと感じました。ありがとうございました。
専門家ではないためとても参考になった。

Q９．これまでの法教育授業の実践経験について教えてください。

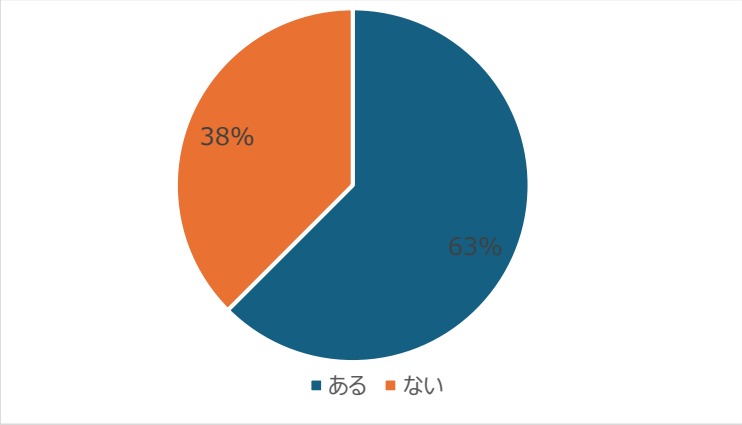

回答	単位：人	単位：率
ある	10	63%
ない	6	38%

Q10．法律実務家（裁判官、検察官、弁護士）と連携した法教育授業を実施したことはありますか。

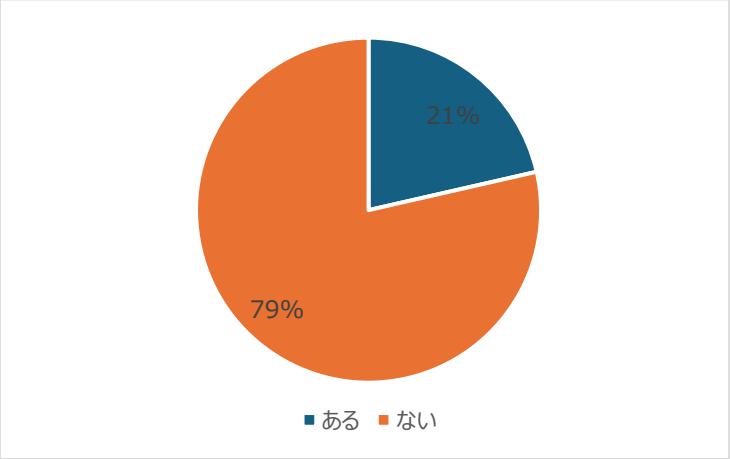

回答	単位：人	単位：率
ある	3	21%
ない	11	79%

Q11．本セミナーに参加して、今後、法律実務家（裁判官、検察官、弁護士）と連携した法教育授業を実施してみたいと思いましたか。

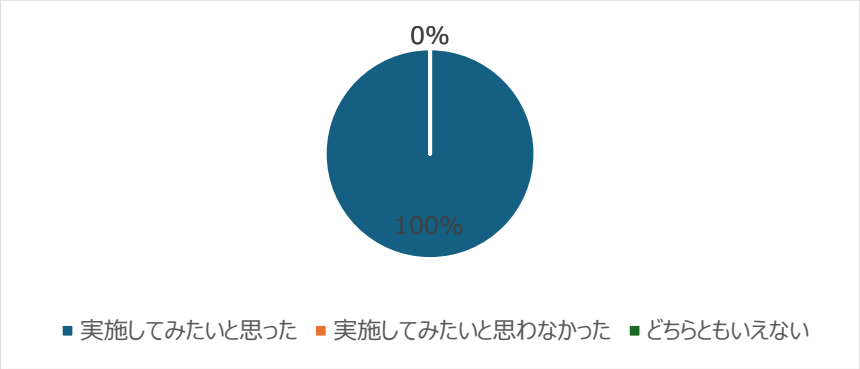

回答	単位：人	単位：率
実施してみたいと思った	16	100%
実施してみたいと思わなかった	0	0%
どちらともいえない	0	0%

Q12．実施してみたいと思わなかった理由を教えてください。

回答なし

Q13. 今後の法教育セミナーのテーマについて、関心があるものがあれば教えてください
【回答者数：30 名（内 8 名未回答）】

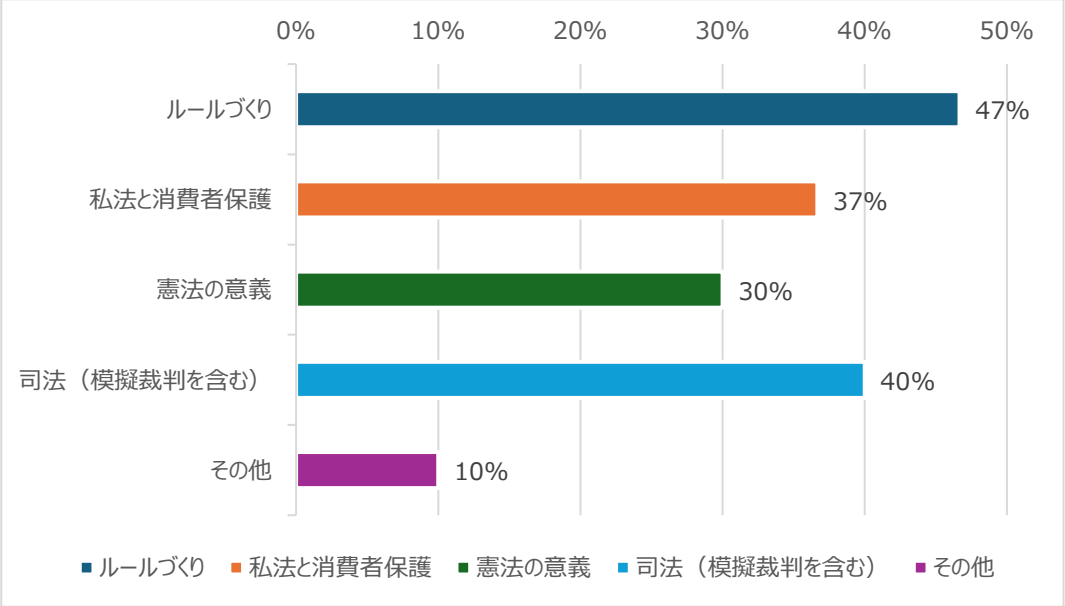

回答	単位：人	単位：率
ルールづくり	14	47%
私法と消費者保護	11	37%
憲法の意義	9	30%
司法（模擬裁判を含む）	12	40%
その他	3	10%

その他
生徒に「法」について体験する方法、手段等
民法・被害者支援・ジェンダー・親権
ＳＮＳがらみの犯罪被害、人権（いじめ含む）、子どもの権利

Q14. 今後の法教育セミナーのプログラムの内容について、ご希望を教えてください。
【回答者数：30 名（内 7 名未回答）】

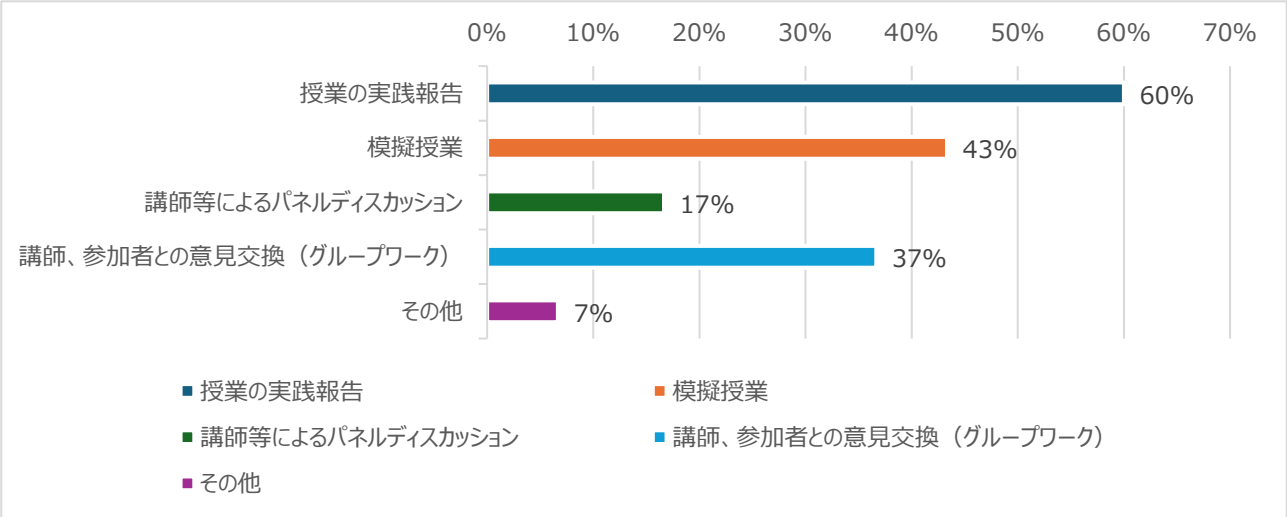

回答	単位：人	単位：率
授業の実践報告	18	60%
模擬授業	13	43%
講師等によるパネルディスカッション	5	17%
講師、参加者との意見交換（グループワーク）	11	37%
その他	2	7%

その他
現社・社会の現状・課題、精度利用の「費用」「加害側・被害側」の扱われ方のちがい
生徒に「法」について体験する方法、手段等

Q15. その他、本セミナーにおける感想や、法教育に関するご意見などについて、自由にご記入ください。

自由記述
スタッフの方々の話し声（講演中）、講演中に欠席者分の資料の片付け、、、とても気になりました。残念です。 2 部での法務省の方がお話しする時間が長かったので、もう少しグループでの時間がほしかったです。 セミナー自体はとても勉強になりました。
大変参考になるセミナーでした。ありがとうございました。
まず、職員会議や教員向け法教育セミナー、研修をするとよいと思います。 管理職や担当教員だけではなく学校組織として対応すれば効果は大きいと思います。
中学校区単位でその中学校に行く小学校（複数校）と地域住民も交えた子ども会議を年 1 回行っています。 去年と今年、法教育っぽい実践をします。今回はその主催者側となるので、その勉強のためにきました。 来年もぜひ参加したいです。
大変勉強になりました。
様々な立場の方とグループワークができたことは大変よかった。 価値観のズレ、考えの相違がある中で共通の世界をつくること、これがまさに「法」を作ることだと思いました。 現場でもこのような時間（対話の機会）を多くつくり、みんなでよりよい職場をつくりたいと思います。
有意義な時間となりました。
法教育とは何かをもっと周知する取り組みが私たち現場の教員もしていく必要があると感じた。どの学校や学級にもきまり、ルールがある。それを子どもたちとどう考えていくのか、そこをスタートにしてみたい。
教材を実際に使用できて、授業のイメージをもつことができました。 法教育によって子どもたちにどうなってほしいか考えるきっかけとなりました。ありがとうございました。
参加させていただき、ありがとうございました。 出前授業については、学校の方に情報提供させていただきます。コーディネートの際に SSW の活用もご検討いただいてもよいかもしれません。（学校配置型でないと難しいかもしれませんが、、、）
本日は友人（同じ一般社団法人むつみ会法教育支援）に誘ってもらい参加しましたが、 毎年法務省主催でこのようなセミナーが開催されていることを聴き、今後も参加して学んでみたいと思いました。 ありがとうございます。
本当に勉強させていただきました。
法律にも教育にも専門としているわけではない人が、法教育に関わるとしたらどのようなことができるのか
法律実務者と連携する方法。文書の発信日をもっと早くしてください。 7/16 発信で学校で教員に発信されるのは 10 日位後になるので、夏休みに入ってしまい予定が立てにくいです。
2023 年に初参加、2024 年は欠席になってしまいましたが、2025 年今年参加できて良かったです。 現在の日本法を作られた方々は男性が多かったのでしょうか。 今後とも学んで、また知人たちとも話題にしていきたいと思います。文科省の方の参加があったらいいなあ。

2）オンデマンド配信

1．ご職業をお選び下さい。

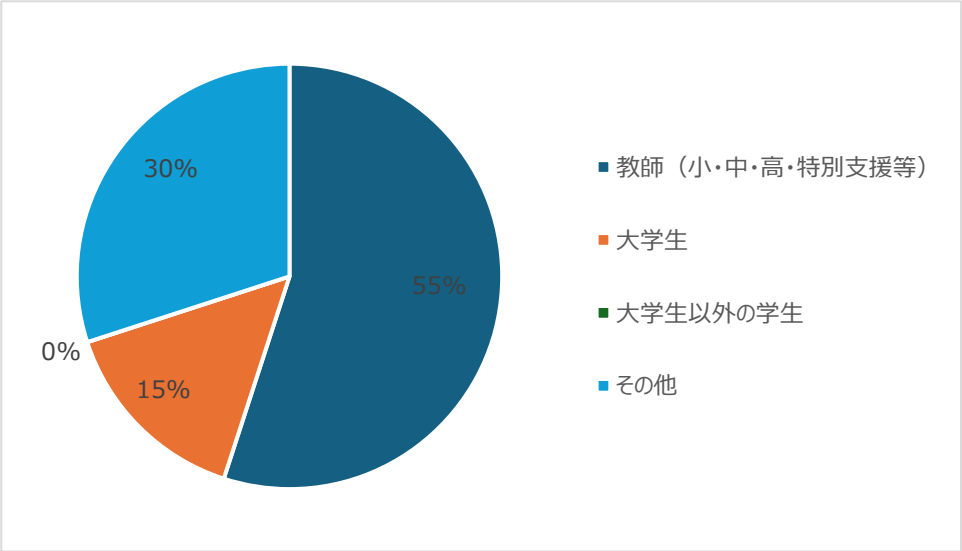

回答	単位：人	単位：率
教師（小・中・高・特別支援等）	11	55%
大学生	3	15%
大学生以外の学生	0	0%
その他	6	30%

その他
大学職員
報道
会計年度職員
大学教員（家庭科教育学担当）
大学職員
無職

２．勤務地（学生の方は学校の所在地）をお選び下さい。

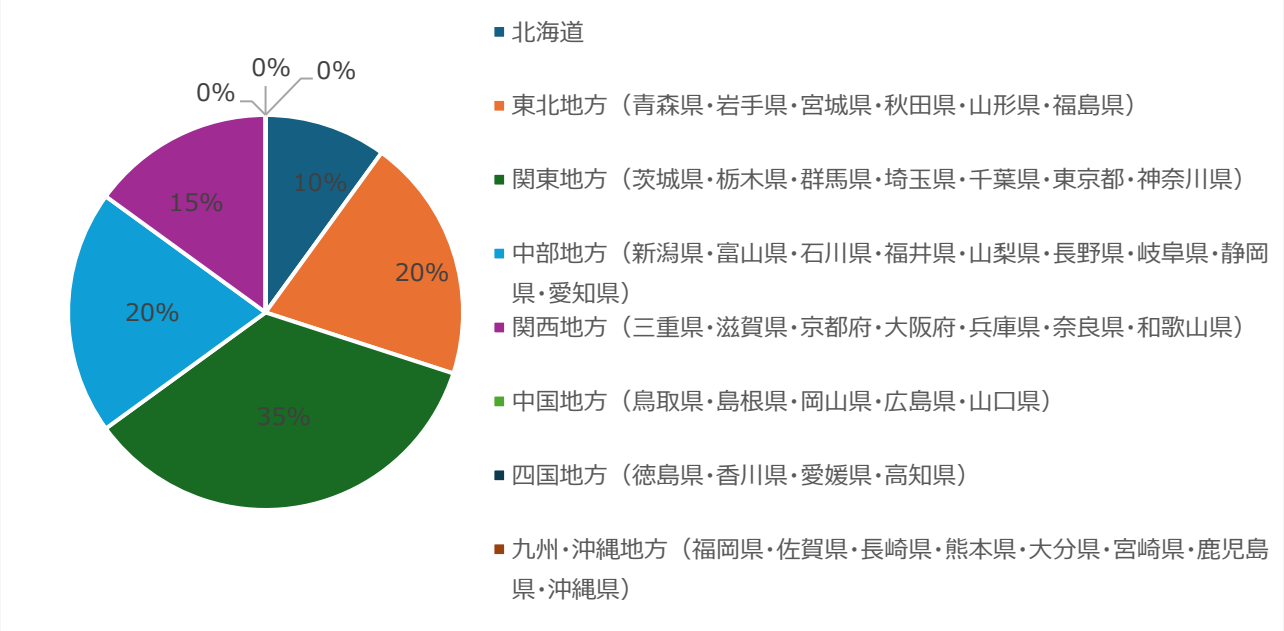

回答	単位：人	単位：率
北海道	2	10%
東北地方（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）	4	20%
関東地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）	7	35%
中部地方（新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県）	4	20%
関西地方（三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）	3	15%
中国地方（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）	0	0%
四国地方（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）	0	0%
九州・沖縄地方（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）	0	0%

3．本セミナーをどのようにして知りましたか。

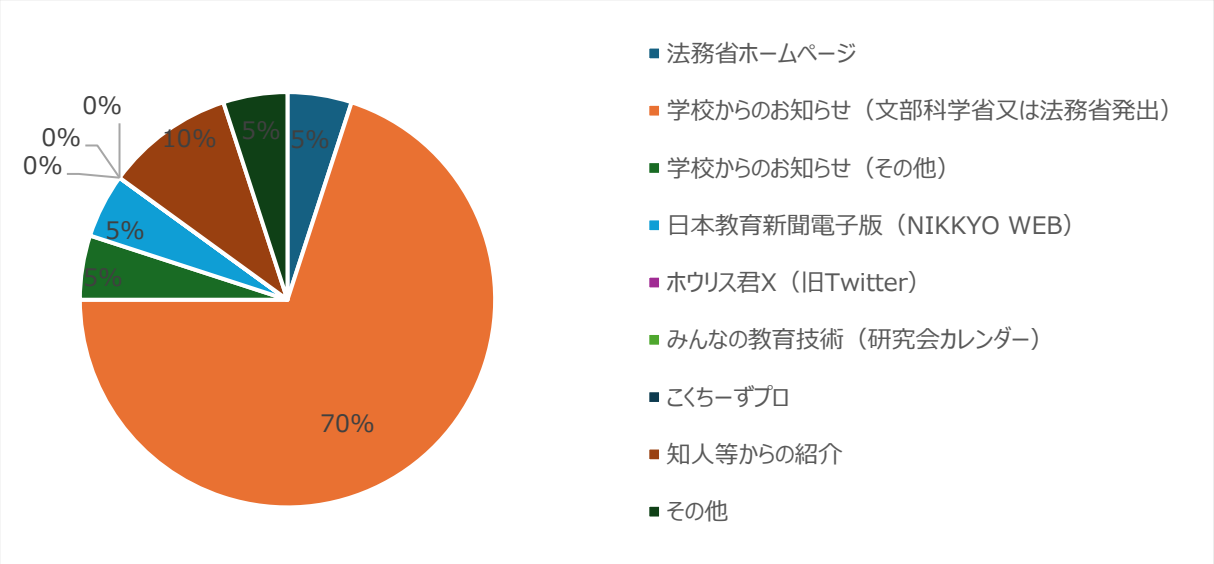

回答	単位：人	単位：率
法務省ホームページ	1	5%
学校からのお知らせ（文部科学省又は法務省発出）	14	70%
学校からのお知らせ（その他）	1	5%
日本教育新聞電子版（NIKKYO WEB）	1	5%
ホウリス君 X（旧 Twitter）	0	0%
みんなの教育技術（研究会カレンダー）	0	0%
こくちーずプロ	0	0%
知人等からの紹介	2	10%
その他	1	5%

その他
つくスマ

4．本セミナーをより広く知っていただくために、どのような周知方法が効果的だと思いますか。自由にご記入ください。

自由記述
大学において、教育に携わっている方々向けの勉強会や学会などを開催しておりますが、 そういった場にチラシなどを置いてもらうのも効果があるのではないかと考えます。
ファクスやメール
オンデマンド配信は申込者のみ視聴可能となっていますが、 学校内なら共有してもよいことにすれば、興味を示す先生が出てくるかもしれないと思いました。 家庭の事情等で視聴する余裕のない先生も多いかと思いますが、参考になる内容も多々あったので、 視聴する機会を作れればより効果的な周知方法になると思いました。 （現在校長の立場にありますが、視聴は自分だけに留めています。）
教育委員会を通じての勧誘？でしょうか
現行の方法でよいと思う。
教育系の NPO 等での紹介。教育雑誌への宣伝依頼
目から入る情報はあまり残らないが、耳から入る情報は残りやすいので、 電車の車内モニターやタクシーのモニターなどが活用できれば範囲が広がるかも。
学校現場にはデータの形で通知としてくるので、それ以外にチラシ、ポスター等のデータ送付または紙媒体での送付があれば目にとまる機会が多くなるのではないかと思います。
SNS を通した広告が効果的だと考えます。
回覧で薦める

5．視聴されたプログラムについて

【回答者数：20 名】

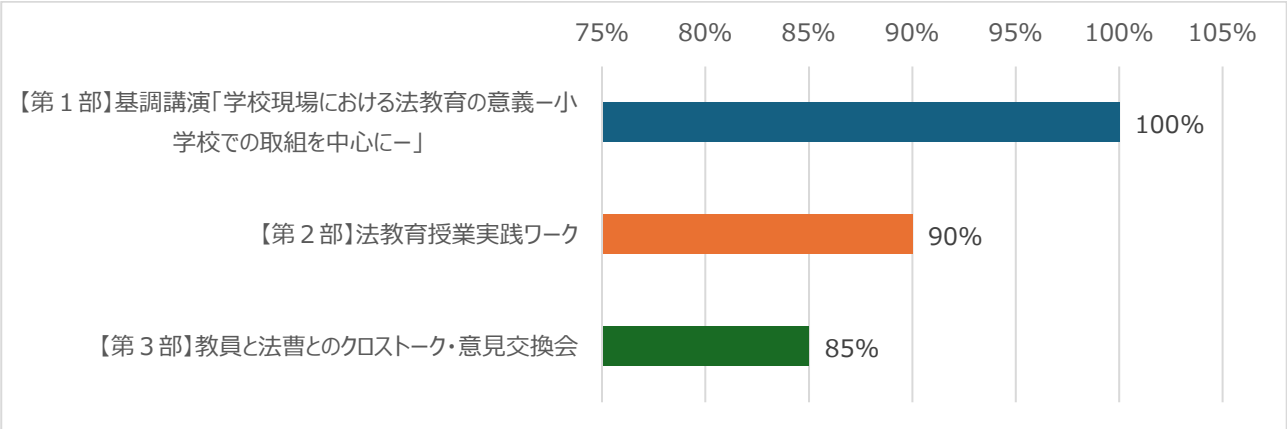

回答	単位：人	単位：率
【第１部】基調講演 「学校現場における法教育の意義ー小学校での取組を中心にー」	20	100%
【第２部】法教育授業実践ワーク	18	90%
【第３部】教員と法曹とのクロストーク・意見交換会	17	85%

６．【第１部】基調講演「学校現場における法教育の意義ー小学校での取組を中心にー」について、感想を自由にご記入ください。

自由記述
講演者の先生の実体験に基づいたご報告で、非常に参考になりました。
自分たちが困っていることを話し合って解決するのは実りの大きいことだと思いました
文科省から「〇〇教育」が多く求められる中、更に「法教育」という位置付けで行う難しさはあります。 学校現場内に法教育的な内容が散りばめられているのも事実で、捉え方の意識改革で対応できるのかもしれないと思いました。
ちょっと専門的かなと思いましたが、勉強になりました
小学校は一人の先生がすべての教科を教えるというメリットを生かし、教科横断できない法教育ができるといいのだろうなと思って拝聴しました。
小学校らしいと思った。
身近なところに法教育があるということが理解できた。特に２年生の特別活動での実践は特活現場で生かせると感じた。
各学年に応じた内容での取り組みが可能であるということと、自分たちで意見を出し合って決めさせる大切さを改めて感じた。
弁護士に話していただくことや、法や決まりがなかったらどんな社会になるかを児童に考えさせるのが心に残りました。ボールを決まった児童だけが使うケースを通して、児童に考えさせるのも強く残りました。
授業における実践例を具体的に示していただき、たいへんわかりやすい、興味深いお話でした。ありがとうございました。
学校で学ぶことには、法に関することが多く含まれており、法教育を取り入れられる場面が結構あると感じました。 特に、「クラスボールの使い方」のような、学校生活をより良くするための話し合いが法教育に繋がるというのが印象的でした。
小学校において，社会だけでなく家庭科などでも法教育が出来ることを学び興味深かったです。
小学校の時から、生活の中に身近に法の概念や意識を持つことは大切だと感じています。 児童が、自分や相手を守る意識を持つ指標にもなると思います。
基本的方針を述べていた

7．【第２部】法教育授業実践ワークについて、感想を自由にご記入ください。

自由記述
事例をもとに条例を作るワークから、「法を使う」視点を得られた。様々な立場、意見の人たちと生活していく上では、自分勝手にならずにどう折り合いをつけていくか？そのために「法がある」ことを学ぶことができると実感した。
グループワークを用いて、立場が異なるそれぞれの方々の主張と実態をどのように解決に導いていくべきか、 その手段としての条例（きまり）の役割を実感させる良い演習であると感じました。
３つのルール内容を元にルールを作成するのは分かっていたようで気づいてなかった視点でした
グループによって考え方が色々あって、視点を柔軟にもつことの大切さを感じました。 その場に自分がいたらついて行けたのか、全くもって自信がありませんでした。
なかなか面白そうと思いました
実際にこれをやるのは。時間的な面，生徒の知的レベルの面で難しいかと思った。また，レベルを問わず，楽しく⁉やる分にはよいが，「やっただけ」で終わらせないためのアイデアも必要だと思った。さらに，教員全体がこういう「人として大事なこと」を学ぶことに関心を持ってくれる集団であればよいが，関心がない学校および学校長のもとでは実施が難しそうだと感じた。
平等性というのが、どちらも同じ条件で落としどころを見つけることだと思っていたが、 立場を変えても受け入れられる内容か、という概念がなかったので目から鱗が落ちた。
授業の在り方としての提示にはとても価値を感じました。一方で、何をねらいとしていく授業なのか、指導要領と時数の兼ね合いで考えていくことが課題だと感じました。「生きていく上で学習の価値がある」と個人で考えることと、教育課程上に位置付けることが必ずしも一致しない場合に、壁として立ちはだかり、実践が遠のきます。
実生活の中で起こりうる事例で１人ではどのようにもできないことをこのように考えることで、取り組むことで打開することができることが示された内容だったと思います。 これによって他の事例でも同様の考え方で対処できるかもしれないし、法によって解決できるかもしれないことがわかり、世の中における安心安全につながるのではないかと感じました。
今まで、法教育に関する教材が法務省のホームページにあることを知らなかったので、確認してみようと思いました。 資料が分かりやすく、状況設定が現実的で、法と生活を結び付けやすいと感じました。
様々な面からの考えを聴くことが出来，話し合いは考えを深める良いものであると感じるとともに， 自分は一部の考えしかできていなかったことに気付くことが出来ました。
実際の授業を想定し実施していただけたので、授業のイメージや構成について具体的に理解することができました。 教材提示も、ありがたかったです。
道徳などで実践してみたい。いろんな立場の人の意見を考えて解決策を考えることが大事。

８．【第３部】教員と法曹とのクロストークについて、感想を自由にご記入ください。

自由記述
小中高それぞれの現場で法教育の普及に取り組んでいる方々の考え方と、普及を根幹から支える法曹三者の各機関の取組みが良く分かり、参考になりました。
法曹界の方のどんどん依頼してください、との発言のとおり講演などを依頼してみようかと思いました
カリキュラム・マネジメントの問題とも関連するのですが、学校現場と外部組織のすり合わせは意外に難しいと感じています。費用がかかる事は更に困難度が増します。 「１万円」を拠出する難しさは、外部機関の方には理解されにくいことがよく分かりました。 同じ話を聞くにしても、いつもの担任から聞くより、専門家の先生から聞く方がインパクトもあり納得度も上がることは分かっています。しかし、費用がかかるなら担任が話すでいいや、となりがちです。
とても勉強になりました
法教育は社会科というイメージが強いですが、家庭科でも重要な学習になっています。 社会科と家庭科の連携を踏まえた授業の進め方等を現場の先生方からもっとお伺いしたいなと思いました。
皆さん前向きだったが，すべての学校がこのようなことに関心を持ってほしいと感じた。法務省だけでなく，文科省と連携してほしいと感じた。
法をもっと活用する、というところは壁が高いように感じていたが、どんどん活用することで身近な存在にしておく方が良いかもしれないと思った。
第２部の感想とも重なってきますが、法教育は幅が広く、単発で行うことに難しさがあるように思います。 法務省側というより、文科省側がより価値を認識し整理していく方が効果的だと感じました。また、取組におけるお金の問題で、およそ１万円の価値の受け止め方に差があるように思いました。市場価値としての弁護士さん数名の金額としては破格の金額であることは間違いないと思う一方で、学校としては容易に出せる金額ではないというところに乖離があると感じました。出前授業等を多くの企業が社会貢献の名のもとに無償で行っているのは、そういった隔たりを解消する実態でもあるかと考えられます。学校側にせよ法曹側にせよ、どれだけ真剣に向き合うかが解消していく前提となるものの、その線引きは１万円では苦しいのではないかというのが率直な感想です。
法教育の実践の是非はやはり教員によるものが大きいと思いました。 手続きや費用面などの一手間はありますが、授業を行う教員にその気がなければどうにも進まないことだと思いました。ただ、現場では目の前にやるべきことが山積しており、やってみようと思ったとしてもそのことについて考えたり準備したりする時間や心の余裕がないことも広がらない理由にあると思いました。 ただ、この話を聞いてこの取り組みを行える土台は準備されていると感じました。
法律実務家と連携した教育にどのようなものがあるか、連携にはどのような課題があるのかが分かりやすく感じました。
どのようなことを「法教育」とするのかが難しいとありましたが，たしかに「法教育」の定義を設定するのは難しいので，このような教員と法曹とのクロストークがあるセミナーに参加していくことが大切であると感じました。
それぞれのお立場からの意見を、伺うことができ有意義でした。
学校と外部がもっとつながっていけばいい。学校のシステムや面倒で柔軟性に欠ける。

9．これまで法教育授業を受けたことがありますか。

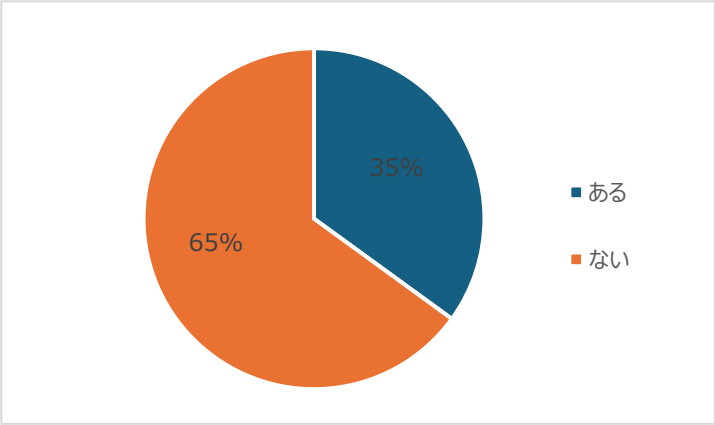

回答	単位：人	単位：率
ある	7	35%
ない	13	65%

10.【教員の方に質問です】　本セミナーに参加して、今後、法教育を授業で取り扱ってみたいと思いましたか。

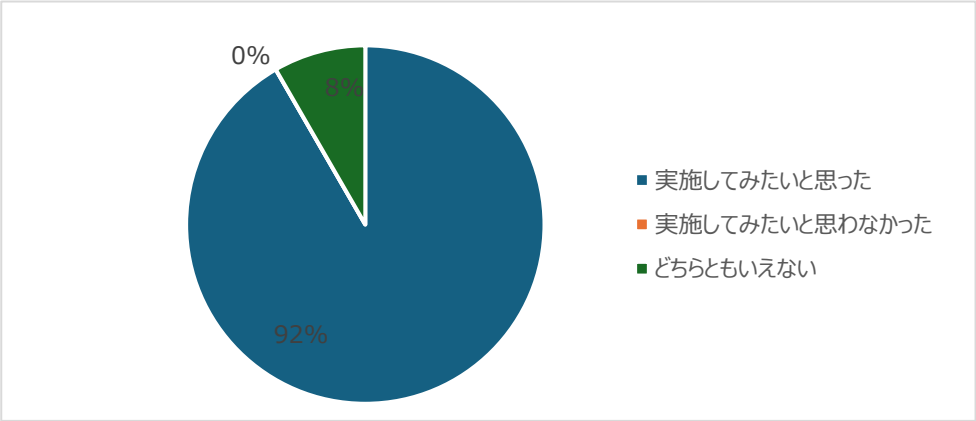

回答	単位：人	単位：率
実施してみたいと思った	11	92%
実施してみたいと思わなかった	0	0%
どちらともいえない	1	8%

11.【教員の方に質問です】　実施してみたいと思わなかった理由を教えてください。

自由記述
家庭科を教えるにあたり法律は必要な事柄になるので、 家庭生活を円滑にするという視点からの法教育のようなことを行っています。

12.【教員の方に質問です】　本セミナーに参加して、今後、法律実務家（裁判官、検察官、弁護士）と連携した法教育授業を実施してみたいと思いましたか。

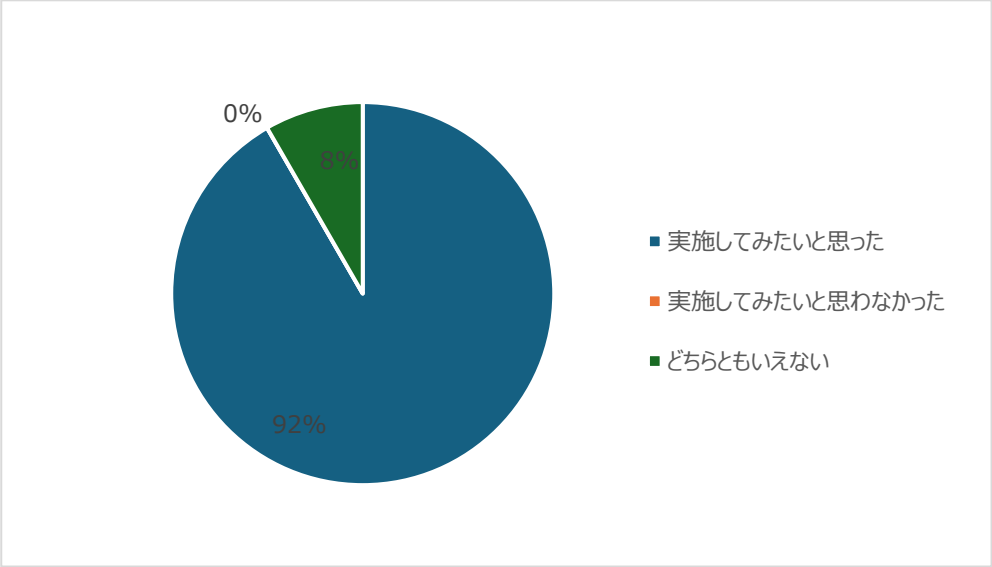

回答	単位：人	単位：率
実施してみたいと思った	11	92%
実施してみたいと思わなかった	0	0%
どちらともいえない	1	8%

13.【教員の方に質問です】　実施してみたいと思わなかった理由を教えてください。※12で「実施してみたいと思わなかった」を選んだ方のみお答えください。
以下の記載は、実施してみたいと思った人の自由記述かと思われますので、この欄での記載は適切でないと思います。
回答無し

14. 法教育をより多くの方に知ってもらうために、どのような方法が考えられますか。自由にご記入ください。

自由記述
小学校段階からの教育。（しかし、カリキュラムオーバーロードにならないよう精査する必要がある）
動画をユーチューブで流す。教育委員会主催の研修会を実施する。
教壇に立たれている先生方に意識していただくことが重要であり、今回檀上に上がられていたような意識を高く持っておられる先生方を旗頭に、地道に普及していくしかないのではないかと感じます。 勿論、今回のようなセミナーの開催も有効策の一つと感じます。
教科研究会が定期的に実施されるので、学校宛てにファクスやメールで連絡をすれば運営登板高の先生の目に留まるのでは、と思いました
（4．に同じ）
時代を映すキーワードと法教育を結び付ける　セミナーの内容を踏まえると、子どもたちの世界では、いじめ、でしょうか
大学生や社会人向けの案内や地域の自治体向けの案内があると良い。
弁護士会や検察庁、裁判所などが出前授業を行なっていることをより周知させる
どんな方法を取っても興味のない人には届かないので、学校の授業で扱う場合は、 教員が関心を持たせるような話し方や進め方の工夫をするしかないのかなと思います。
文科省と連携した方がよいと思う。
このような機会の周知
企業や団体の FD、SD の講座やワークショップのプログラムにエントリーしていただき、選択できるようになればよいと思った。
高校生への専門家出張セミナー
メディアとの連携が考えられます。無料動画配信サービスを利用して、授業としてのパッケージを作成してみることも考えられますし、年齢に制約なく法そのものを身近に感じてもらうようなマスメディアとの展開をすることで、結果として法教育を成立させていくことも考えられるかもしれません。
法教育実践校の学校公開
子どもだけでなく、教育に関わる大人のためにも法教育は必要だと感じました。学習指導要領に法教育と関わる部分について一部教えていただきましたが、法教育の必要性を最前面に学習指導要領に明記したり、大臣をはじめとする文科省関係者からの強いアピールがあればよいと思いました。 法教育の普及はいじめや自殺、不登校などの重大問題ともつながっていると感じたからです。
今回のようなセミナーが分かりやすくて良かったので、セミナーを行うのが良いと思います。 また、法教育の重要性を訴えたポスターを学校などの機関に配布すると、それが教員の目に留まり、法教育について考えるきっかけになるのではないかと思います。 また、法務省に教材があるということが情報として載せてあると、考えやすいように思います。
このようなセミナーを開催する。
実践例などの公開や研修会などが、各地方の教育委員会と協働で実施していただけたら現場の教員は参加しやすいと思います。
誰でも参加しやすい活動にするといい

15. 本セミナーを視聴して、来年度、日程の都合がつけば現地参加したいと思いましたか。

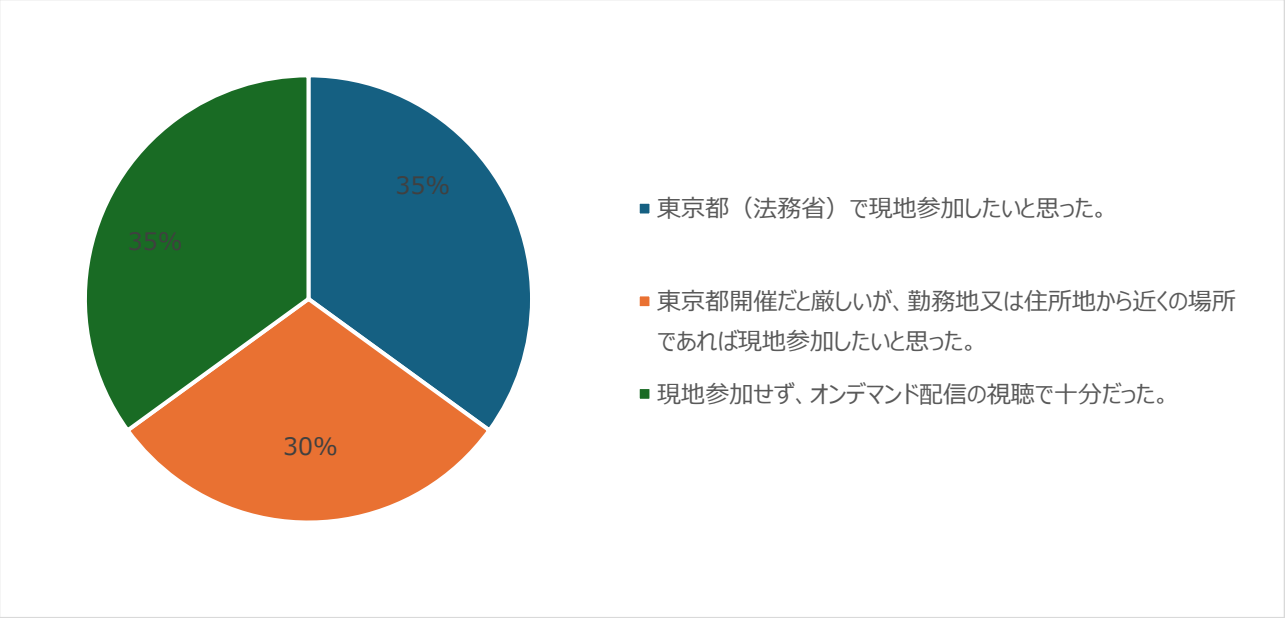

回答	単位：人	単位：率
東京都（法務省）で現地参加したいと思った。	7	35%
東京都開催だと厳しいが、勤務地又は住所地から近くの場所であれば現地参加したいと思った。	6	30%
現地参加せず、オンデマンド配信の視聴で十分だった。	7	35%

16. 今後の法教育セミナーのテーマについて、取り上げてほしい内容や関心があるものがあれば教えてください。

自由記述
現状、特にございません。
SNS に絡む行為が、法律に触れる具体的事例
哲学対話的な要素があればと思います
社会科中心の話になりがちだが家庭科でも同様に扱わざるを得ないので、家庭科と社会科との連携での法教育を扱ってほしい
既にあるかもしれないが，自転車，SNS 関連，選挙，いじめ，特流。
カスタマーハラスメントの対応や、カスタマーハラスメントから身を守るための法の活用方法
いじめを法の様々な視点から考えるセミナーはいかがでしょうか。

17. 今後の法教育セミナーのプログラムの内容について、参加してみたいプログラムがあれば教えてください。
【回答者数：20 名（内 3 名未回答）】

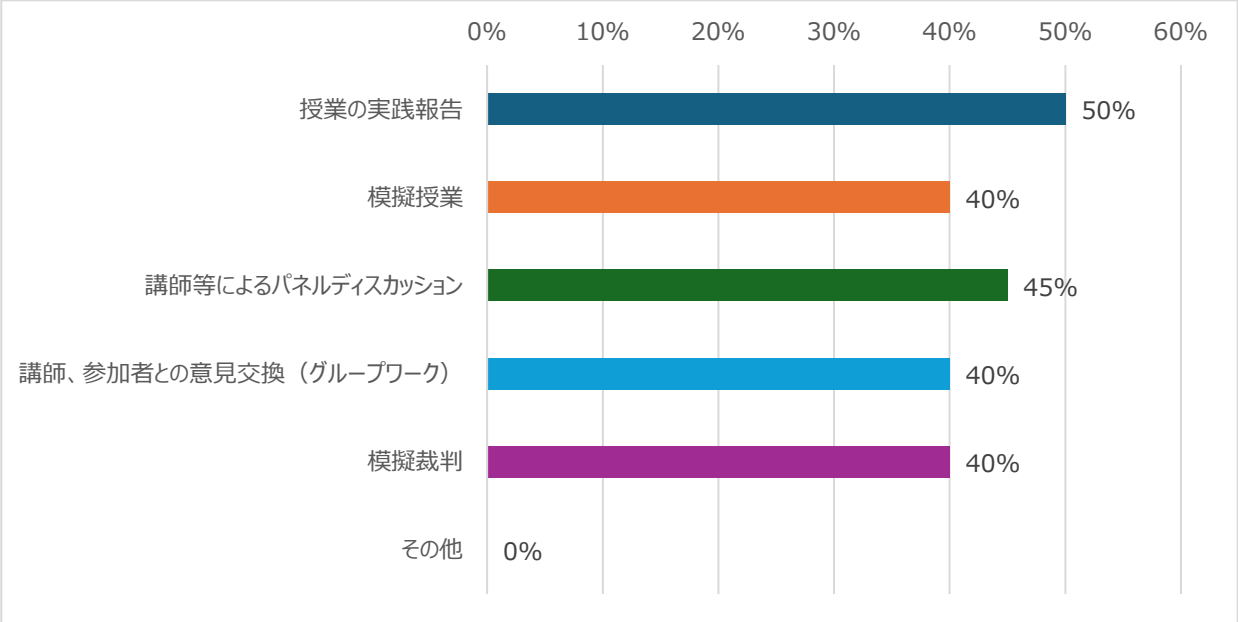

回答	単位：人	単位：率
授業の実践報告	10	50%
模擬授業	8	40%
講師等によるパネルディスカッション	9	45%
講師、参加者との意見交換（グループワーク）	8	40%
模擬裁判	8	40%
その他	0	0%

18. 17 で選択いただいたプログラムについて、具体的な内容を教えてください。

自由記述
特にございません。
模擬裁判：法曹界の立場に依って基本的な考え方の視点の違いについて
講師、参加者との意見交換（グループワーク）：哲学対話的なプログラム
模擬授業：いじめについての授業はこれまで弁護士の方に何度かしていただいた。内容は心のコップを使ったり、ドラえもんキャラクターで考えたりするものであったが、新しい視点での指導内容があれば見てみたい。
講師、参加者との意見交換（グループワーク）：今回の第 2 部のようなワークショップは、専門の方がいらっしゃることでメリハリがあり、話し合った結論があっているのかどうなのか、うやむやに終わることがなかったので良かった。
授業の実践報告;講師等によるパネルディスカッション：教育課程上の価値が見出せる授業の実践報告だと嬉しいです。また、学習指導要領改訂との関わりなど、最新の動向を踏まえた話が聞けると、なお嬉しいです。
授業の実践報告;講師等によるパネルディスカッション;講師、参加者との意見交換（グループワーク）： 児童生徒実際に法教育の授業を受けている様子を見ながら、その実践について扱う内容ではいかがでしょうか。
模擬授業;模擬裁判：わからない

19. その他、本セミナーにおける感想や、法教育に関するご意見などについて、自由にご記入ください。

自由記述
特にございません。
オンデマンドで視聴しましたが、オンデマンドも 8 月中のほうが時間が取れるので有難いです
GIGA スクール構想、教育の DX 化などが進められ、小学校の現場でも児童は毎日 GIGA 端末を利用しています。 「出来る事とやっていい事は違う」と日々指導していますが、やってはいけないことをやった時に、どのような法的制裁が行われるのか情報教育の一環としてお招きできたらと思いました。
貴重な学びの機会をいただけましたことに感謝いたします。
法律が生まれから身のまわりにあることを子どもも知っている必要があると思いました。 さらに、それ以上にそのことを教育に携わる教員等が知ることが大切だと感じました。 今起きている様々な不祥事や事件は法教育の普及により少しでも減少させることができるのではないかと考えました。本日はありがとうございました。
社会の授業だけでなく，特別活動や家庭科の授業においても法教育をすることが出来ることを学び，小学校 3 年生からではなく，授業を考えれば 1 年生からも法教育が出来るのではないかと感じました。 とても勉強になりました。ありがとうございました。
おもしろかった。裁判所で協力したいという気持ちが強いようで驚いた。 学校現場では、あまり気持ちの余裕がないので、裁判所の方または、コーディネート機関から積極的に働きかけてもらったら学校側も視野が開け学べると思う。